

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 24 回委員会年次会合報告書

2017年10月12日
インドネシア、ジョグジャカルタ

第 24 回委員会年次会合報告書

2017 年 10 月 12 日

インドネシア、ジョグジャカルタ

議題項目 1. 開会

1.1 開会の辞

1. CCSBT 24 の議長としてインドラ・ジャヤ教授（インドネシア）が、副議長としてアサンダ・ンジョベニ氏（南アフリカ）が承認された。
2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合を開会した。

1.2 議題の採択

3. 議題は別添 1 のとおり採択された。
4. 会合の参加者リストは別添 2 のとおりである。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、別添 3 の第 24 回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT 25 の議長及び副議長の選出並びに開催地の選定

6. CCSBT 25 は CCSBT 手続規則の規則 2.2b に従ってニューカレドニアのヌメアで開会されるが、報告書の採択及び閉会については、メンバーが会合から帰国した後、休会期間中の意思決定プロセスを通じて電子的に行われる予定である。
7. 南アフリカは、CCSBT 25 の議長を指名する。日本は、CCSBT 25 の副議長を指名する。南アフリカ及び日本は、本会合の閉会後に議長及び副議長の氏名を提出する予定である。

議題項目 4. その他の事項

8. その他の事項はなかった。

議題項目 5. 会合報告書の採択

9. 報告書が採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会合は、2017 年 10 月 12 日午前 10 時 48 分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第24回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

参加者リスト
第 24 回委員会年次会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMMISSION CHAIR								
Indra	JAYA	Dr	Professor	Faculty for Fisheries and Marine Science, Bogor Agricultural University	Indonesia			indrajaya@ipb.ac.id
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Frank	MEERE	Mr			Australia			fmeere@aapt.net.au
SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR								
John	ANNALA	Dr			New Zealand			annala@snap.net.nz
ECOLOGICALLY RELATED SPECIES WORKING GROUP CHAIR								
Alexander	MORISON	Mr			Australia			morison.aqsci@gmail.com
MEMBERS								
AUSTRALIA								
David	WILLIAMSON	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 2100		david.williamson@agriculture.gov.au
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 4277		gordon.neil@agriculture.gov.au
Simon	NICOL	Dr	Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 4638		Simon.nicol@agriculture.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338		Matthew.daniel@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306		neil.hughes@agriculture.gov.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Dheny	RAW	Ms	Policy Officer	Department of Foreign Affairs and Trade	R G Casey Building, Canberra, AUSTRALIA	61 2 6178 5189		dheny.raw@dfat.gov.au
Brian	JEFFRIES	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 416, Fullerton, SA, 5063, Australia	61 (0)419 840 299		austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA, 6160, Australia	61 8 9335 5499		terryromaro@aol.com
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, 5606, SA	61 (0) 8 8682 2266		andrew@tonystuna.com.au

INDONESIA

Reza Shah	PAHLEVI	Ph. D	Director of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia			sdi.djpt@yahoo.com
Toni	RUCHIMAT	Dr	Director of Center For Fisheries Research	Center For Fisheries Research	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430	62 21 64700 928	62 21 64700 929	truchimat@yahoo.com truchimat@gmail.com
Trian	YUNANDA	Mr	Deputy Director for Fish Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	tryand_fish@yahoo.com sdi.djpt@yahoo.com
BESWENI		Dr	Deputy Director for Inland Sea, Territorial Sea and Archipelagic Waters	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	besweni06@yahoo.com
Whisnu	HARYATI	Ms	Deputy Director for Monitoring and Analysis of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	whisnuharyati@yahoo.co.id
WUDIANTO		Dr	Professor	Center For Fisheries Research	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430	62 21 64700 928	62 21 64700 929	wudianto59@gmail.com
Agustinus Purwanto Anung	WIDODO	Mr	Researcher for Fisheries Research Center	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430			anungwd@yahoo.co.id
Kusno	SUSANTO	Mr	Researcher for Fisheries Research Center	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430			kusno_prpt@indo.net.id

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Zulkarnaen	FAHMI	Mr	Scientist and also Head of Research Institute for Tuna Fisheries	Research Institute for Tuna Fisheries Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia			fahmi.p4ksi@gmail.com
Hary	CHRISTIJANTO	Mr	Deputy Director for Law, Organization, Cooperation and public affairs of Secretariat of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 11, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	hchristijanto@yahoo.com
Sofi Chullatus	SOFIA	Ms	Head of Section for Utilization of IEEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Riana	HANDAYANI	Ms	Head of Section for Governance of IEEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Eva	SURYAMAN	Ms	Senior Staff for Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Putuh	SUADELA	Ms	Senior Staff for Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Satya	MARDI	Mr	Senior Staff for Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Mumpuni	CYNTIA	Ms	Senior Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
ILHAM		Mr	Senior Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	evaluasi.sdi@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
M. Roys Birrul	MUTTAQIEN	Mr	Junior Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Rosid	MOH	Mr	Head of Section for Public affair in Direction of Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	tusdi@yahoo.com
Rizal	RIFAI	Mr	Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	
Cahyo	PRIONO	Mr	Staff for Cooperation and public affairs of Secretariat of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 11, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	
Ni Ketut Erlina	EFENDI	Ms	Staff of Pengembangan Archipelago Fishing Port - Bali	Pengembangan Archipelago Fishing Port - Bali				
Arief Rahman	HIDAYAT	Mr	Minsitry of Foreign affairs		Jl. Taman Pejambon No. 6, Jakarta Pusat, DKI Jakarta 10110 Indonesia.	(+62) 21 344 1508	(+62) 21 344 1508	
Suwarman		Mr	Head of Capture Fisheries Division, Agency of Marine and Fisheries for Yogyakarta Province	Agency of Marine and Fisheries Affairs for Yogyakarta Province	Jl. Sagan No. III/4, Terban, Gondokusuman, Kota Yogyakarta, Daerah Istimewa Yogyakarta 55223			
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JAPAN								
Shingo	OTA	Cou ncill or	Resourses Management Dpartment, Fisheries Agency of Japan	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	shingo_ota810@maff.go.jp
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100- 8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryo_omori330@maff.go.jp
Teruo	KITADE	Mr	Section Chief	Fisheries Management Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	teruo_kitade850@maff.go.jp
Yuichiro	KIRIKI	Mr	Official	Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	yuichiro.kiriki@mofa.go.jp
Shun	OGAWA	Mr.	Deputy Director	Agricultural and Marine Products Office, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	ogawa-shun@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424- 8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Special Advisor	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	katsuyama@japantuna.or.jp
Hiroyuki	YOSHIDA	Mr	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroyuki	IZUMI	Mr	Assistant Director	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto- ku, Tokyo 135- 0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Takaaki	ANDO	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kaoru	HANEDA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 4322 8800	81 3 3294 9607	hirohito98@hotmail.com

NEW ZEALAND

Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Ministry for Primary Industries	608 Rosebank Road, PO Box 19747, Avondale, Auckland 1746	64 09 820 7686	64 09 820 1980	arthur.hore@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Team Manager, HMS Fisheries	Ministry for Primary Industries	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140	64 04 819 4654	64 04 819 4632	dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Jo	LAMBIE	Ms	Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140	64 04 894 0131		jo.lambie@mpi.govt.nz
Sophie	KALDERIMIS	Ms	Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18901, Wellington 6160	64 04 439 8070		sophie.kalderimis@mfat.govt.nz

REPUBLIC OF KOREA

Chan Soo	PARK	Mr	Deputy Director	Distant Water Fisheries Division, Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex, Sejong 94, Dasom 2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Korea	82 44 200 5339	82 44 200 5379	parkchansoo@korea.kr
----------	------	----	-----------------	--	---	----------------	----------------	----------------------

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Zang Geun	KIM	Dr	Policy Advisor	National Institute of Fisheries Science	216 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Republic of Korea	82 51 720 2333	82 51 720 2337	zgkim5676@gmail.com
Ilkang	NA	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	ikna@kosfa.org
Ayoung	KIM	Ms	Policy analyst	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 44 868 7832	82 44 868 7840	aykim@kofci.org
Boram	JO	Ms	Assistant Manager	Dongwon Industries CO., LTD.	7F,68 Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, The republic of Korea	82 2589 4074	82 2589 4397	polo7321@dongwon.com
Jung Hoon	HWANG	Mr		Dong Won Fisheries CO.,LTD.	#569-34, Shinpyong-Dong, Saha-gu, Busan, Korea	82 51 290 0182	82 51 207 2715	jhh@dwsusan.com
Duck Lim	KIM	Mr	Senior Staff	Sajo Industries Co., Ltd.	#107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1660	82 2 365 6079	liam@sajo.co.kr

SOUTH AFRICA

Asanda	NJOBENI	Mr	Acting Chief Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	PO Box X2, Vlaeberg, 8018, Cape Town, Republic of South Africa	27 21402 3019	27 21421 5151	AsandaN@daff.gov.za
Qayiso	MKETSU	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	PO Box X2, Vlaeberg, 8018, Cape Town, Republic of South Africa	27 21402 3048	27 21402 3734	QayisoMK@daff.gov.za
Sean	WALKER	Mr	Secretary	South African Tuna Longline Association	PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa	27 21790 5019	27 21790 6783	secretary@satla.co.za
Trevor	WILSON	Mr	Chairman	South African Tuna Longline Association	PO Box 6030, Roggebaai 8012, Cape Town, Republic of South Africa	27 82321 2985	27 21371 4900	chairman@satla.co.za
Don	LUCAS	Mr	President	Tuna South Africa (Pty) Ltd	P.O. Box 3277, Cape Town, Republic of South Africa	27 83459 9959		don@tunasa.co.za

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
OBSERVERS								
EUROPEAN UNION								
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu
Hilario	MURUA	Dr	Principal Researcher	AZTI Marine Research Division	Herrera Kaia, Portualdea z/g Pasaia Gipuzkoa 20110 Spain	34 667 174 433		hmurua@azti.es
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Shiu-Ling	LIN	Ms.	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 855	886 2 23327 396	shiuling@msl.f.a.gov.tw
An-Chiang	HUANG	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 891	886 2 23327 396	anchiang@msl.f.a.gov.tw
Ke-Yang	LIN	Mr.	Senior Executive Officer	Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs	No.2, Ketagalan Blvd. Taipei, 10048, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23482 268	886 2 23617 694	lkytw@kimo.com
Kuan-Ting	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	simon@tuna.org.tw
THE UNITED STATES OF AMERICA								
Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL								
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
TRAFFIC								
Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. 3-1-14 Shiba, Minato-ku, Tokyo, 105-0014, Japan	81 3 3769 1716	81 3 3769 1717	Hiromi.Shiraishi@traffic.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRETERS								
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West	61 2	61 2	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager		ACT 2600 AUSTRALIA	6282	6282	CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager			8396	8407	siball@ccsbt.org

議題

第 24 回みなみまぐる保存委員会年次会合

1. 開会
 - 1.1. 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT 25 の議長及び副議長の選出並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会合報告書の採択
6. 閉会

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

別添 3

第 24 回委員会年次会合に付属する 拡大委員会会合報告書

2017 年 10 月 9 - 12 日
インドネシア、ジョグジャカルタ

第 24 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2017 年 10 月 9 - 12 日

インドネシア、ジョグジャカルタ

議題項目 1. 開会

1.1. 第 24 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1. インドラ・ジャヤ教授（インドネシア）が第 24 回みなみまぐろ保存委員会年次会合（CCSBT 24）に付属する拡大委員会の議長を務めることが確認され、オーランド・ファチャダ氏（欧州連合）が副議長を務めることが確認された。
2. インドネシア海洋水産省捕獲漁業総局漁業資源管理局長であるレザ・シャー・パーレヴィ博士が歓迎の言葉を述べ、開会を公式に宣言した。
3. 議長は、本会合において取り扱う重要な課題について確認するとともに、参加者をジョグジャカルタに歓迎した。
4. メンバーはそれぞれの代表団を紹介し、その他の参加者は自己紹介を行った。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

5. 議題は別紙 2 のとおり採択された。総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議の改正にかかるニュージーランド提案の議論は議題 5 の最後に行うこととし、みなみまぐろ漁業における海鳥への影響の緩和に関する決議にかかるオーストラリア提案の議論は議題 7 の最後に行うことが合意された。
6. 会合に提出された文書のリストは別紙 3 のとおりである。
7. 議長は、会合の日程、及び財政運営委員会（FAC）に関するアレンジメントの概要を述べた。

1.3. オープニング・ステートメント

1.3.1. メンバー

8. 拡大委員会（EC）におけるメンバーのオープニング・ステートメントは別紙 4 のとおりである。

1.3.2. 協力的非加盟国

9. EC の唯一の協力的非加盟国であるフィリピンは、会合に参加しなかった。

1.3.3. オブザーバー

10. オブザーバーのオープニング・ステートメントは別紙 5 のとおりである。

議題項目 2. 事務局からの報告

11. 事務局からの報告は文書 CCSBT-EC/1710/04 のとおりである。会合は、報告された事務局の活動に留意した。
12. メンバーは、公海 ABNJ まぐろプロジェクトによる RFMO 統合許可船舶リスト (CLAV) への資金が 2019 年 8 月頃に終了する見込みであるとした報告に留意した。会合は、CLAV について、まぐろ類 RFMO が毎年 30,000 米ドルと見込まれる CLAV の維持費用を費やすことを正当化するほどに有益なものであるのかどうかについて質問した。
13. CLAV は有益なものであるのかどうかに関する日本からの質問に対し、事務局は、CLAV の開発プロセスは利用可能な船舶情報を調和させる上で非常に有益であったが、その運用開始以降、事務局は CLAV をほとんど活用していないことを示唆した。HSI は、RFMO の許可船舶リストの整理を支援することについて成功を収めており、また寄港国措置協定の下に寄港国が検査要件を履行する上で有益と考えられると述べた。米国は、CLAV はその利用可能性の認識が高まるにつれてその利用も高まっていくことが期待される唯一無二のツールであることを強調するとともに、全世界の記録の策定と CLAV とのリンクについて留意した。
14. EC は、CLAV がどのように活用されているのか、及び CCSBT にとってどのように役立つのかに関する情報を求めるべく、事務局が公海 ABNJ まぐろプロジェクトと連絡をとるべきことに合意した。

議題項目 3. 財政及び運営

15. 事務局長は、2017 年の改訂予算案 (CCSBT-EC/1710/05)、2018 年予算案及び 2019 - 2020 年の仮予算 (CCSBT-EC/1710/06 (Rev.1)) について簡潔に説明した。
16. 事務局長は、2018 年予算案及び 2019 - 2020 年仮予算には拡大科学委員会による 3 年間の作業計画の実施が含まれていると述べた。二つの予算関連文書の検討は財政運営委員会に付託された。
17. ニュージーランドは、EC に対し、新たな管理方式のパラメータの詳細及び電子モニタリングに関する基準といった課題について検討するため、2018 年に戦略・漁業管理作業部会 (SFMWG) の開催を検討するよう提案した。FAC は、予算案について検討する際にこうした会合の開催に関するオプションを検討するよう要請された。

18. ニュージーランドのドミニク・ヴァリエー氏が FAC 議長に任命された。
19. 以下について検討するため、FAC が招集された。
 - 2017 年改訂予算
 - 2018 年予算案
 - 2019 - 2020 年仮予算

3.1. 財政運営委員会からの報告

20. 財政運営委員会 (FAC) 議長は、別紙 6 の FAC 報告書について説明した。同報告書には、2017 年の改訂予算案、及び 2018 年の勧告予算が含まれる。

2017

21. 会合は、FAC 報告書別添 A の 2017 年改訂予算を採択した。

2018

22. 会合は、FAC 報告書別添 B の 2018 年予算案を採択した。

2019 to 2020

23. 拡大科学委員会 (ESC) 議長は、本年の報告書の中に、2018 年から 2020 年の期間に関して承認された ESC 作業計画を総括した表 (2016 年の FAC 報告書別添 C のような表) を追加するよう要請した。このことは、現在 ESC が新しい議長への移行期間にあることを踏まえれば特に有益であると考えられることが留意された。
24. 事務局は、ESC 作業計画のどの部分に対して CCSBT による資金拠出がなされなかったのかを特定した表を作成すると述べた。この表は別紙 7 のとおりである。
25. EC は、2019 - 2020 年の仮予算に留意した。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

26. 議長は、第 12 回遵守委員会会合 (CC 12) の成果に留意するとともに、メンバーに対し、メンバーの国別報告書に関して、遵守委員会 (CC) で既に提起されたもの以外の追加的な質問を受け付けた。
27. メンバーの国別報告書に関して、追加的な質問は行われなかった。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

28. メンバーのプロジェクトに関する報告は行われなかった。

議題項目 5. 遵守委員会からの報告

29. 遵守委員会の独立議長であるフランク・ミーア氏は、別紙 8 の CC 12 報告書について説明した。
30. CC 議長は、報告書の作業計画（パラグラフ 104）及び EC に対する留意事項／勧告（パラグラフ 112）について強調するとともに、生産的な会合となったことについて参加者に感謝した。
31. EC は、以下の事項についてはさらなる検討が必要であることに留意しつつ、CC 12 報告書及びその勧告について採択した。
 - EC 議長が、中国に対して CCSBT 会合への参加、公海における同国漁船のさらなる管理の実施、及び CCSBT の CDS への協力を要請する書簡を送るとの要請
 - EC が繰越し決議の改正の検討を希望するのかどうかの確認
 - 電子モニタリングの活用に関する基準を策定するための作業部会の設立
32. 一部のメンバーは、オーストラリアが CCSBT による何らの決定もなく同国の人間によるオブザーバーを電子モニタリングに完全に置き換えたことに対する懸念を表明するとともに、電子モニタリングは人間によるオブザーバーを完全に置き換えるものではなく、これを補完するものとするのが望ましいとの意見を述べた。
33. オーストラリアは、同国には二つの漁業種類があり、SBT の 90 % を漁獲する巻き網漁業では引き続き人間によるオブザーバーを活用していると説明した。オーストラリアは、巻き網漁業から人間によるオブザーバーを外すことは現時点では予定していない。完全に電子モニタリングのみを活用しているのははえ縄漁業である。日本は、電子モニタリングの補完性に関するコンセンサスがないうこと、及び科学オブザーバー計画規範が勧告するオブザーバーカバー率は各漁業ごとに 10 % であることを踏まえれば、オーストラリアによる行動はこの基準に反しているのではないかとの疑問を呈した。ニュージーランドは、電子モニタリングの基準について、電子モニタリング単独での作業部会ではなく、より幅広い SFMWG 会合においてこれを検討し得ると提案した。

繰越しに関する提案

34. EC 議長は、ニュージーランドに対し、繰越し決議の改正案について説明するよう招請した。
35. ニュージーランドは、既存の繰越し決議を、いずれかの年に繰り越される未漁獲量の総量が当該メンバーの前年の国別配分量の 20 % を越えないことを条件に、繰り越された未漁獲量が、繰り越すことができるさらなる未漁獲量を生み出すことができるように修正する提案を行った文書 CCSBT-EC/1710/19 を参照した。ニュージーランドの見解では、もし決議をそのように修正した場合、SBT の保存及び最適利用という CCSBT の目的をより良くサポートすることとなるとした。

36. 一つのメンバーは、ニュージーランドの提案について検討する前に、まずは繰越し通知の遅延に関する問題について検討すべきであると述べた。
37. 欧州連合（EU）は、未漁獲量をすべて自動的に繰り越すプロセスを設立することは可能かどうかについて質問した。しかしながら、自動繰越しプロセスがあったとしても、全てのメンバー及び事務局が各メンバーにかかる有効な国別配分量を漁期の後半ではなく早い段階で把握しておくことができるよう、通知期限はやはり必要であるとの指摘があった。
38. 会合は、CCで議論された繰越し通知に関する問題（すなわち将来的な通知にかかる最良の方法／スケジュール、及び通知が遅延した場合はどうなるのか）、並びに繰り越すことができるクォータを1年に限定する現行の規定の削除に関するニュージーランド提案を含め、繰越し決議をどのように修正し得るかについて検討する小作業部会を招集することに合意した。
39. 繰越し決議に対する一連の修正案が作成され、小作業部会において検討された。
40. メンバーは、もし将来においてさらに繰越し通知の遅延があった場合、これを防止する適切な措置の取り入れるために決議をさらに修正する必要があることに合意した。さらに、通知の遅延に関するあらゆる是正措置が、その影響と、既に他のCCSBTの義務に対して実施されている是正措置との両方の間でバランスのとれたものとなることを確保するべく、是正措置政策をレビューすることも必要になると考えられる。
41. 決議改正案に関して、一部のメンバーは、全世界のSBTのTACの削減以外の理由によってクォータブロック期間中にメンバーの国別配分量が削減された場合に、メンバーが未漁獲量の繰越しを行う権利はどうなるのかについての懸念を示した。こうした懸念については、メンバーが未漁獲量の繰越しを行うことができるかどうかを判断する際にECがメンバーの国別配分量削減の状況について考慮することができるとの規定を改正案に含めることにより対応された。
42. また改正案では、CCSBTが新たなMPを採択した折には、ESCからの助言を考慮し、必要に応じて繰越し決議をレビュー及び改正すべきことを認識した。
43. さらに検討及び修正を経て、会合は別紙9の改正繰越し決議を採択した。

議題項目 6. 拡大科学委員会からの報告

44. 拡大科学委員会（ESC）議長であるジョン・アナラ博士は、ESC会合報告書の概要を示した文書CCSBT-EC/1710/09及びCCSBT-EC/1710/18について説明した。ESC報告書全体は別紙10のとおりである。

45. メンバーは ESC 議長に対し、未考慮死亡量 (UAM) に関して直接的アプローチではなく MP アプローチを選択する理由、遺伝子標識放流 (GT) プロジェクトにかかる費用削減の可能性、及び次の管理期間 (2021 - 2023 年) の前に暫定再建目標を達成する可能性など、ESC からの助言の内容に関する多数の質問を行った。これらの質問に対して、ESC 議長は以下のとおり助言した。
- UAM を考慮するための手法に関して、MP アプローチは、直接的アプローチよりも科学的により頑健である。
 - 現行の MP は UAM に対して非常に頑健であり、2,000 トンの UAM があつたとしても暫定再建目標が達成される可能性は高い。
 - 時間とともに結果の信頼性が高まっていけば、GT プロジェクトのサンプルサイズを削減し、ひいては費用を削減できる可能性がある。
 - ESC は、早期に暫定再建目標を達成する確率については特定しておらず、次又はその次の TAC ブロックにおいてこれを達成する可能性があることに留意したのみである。
46. 事務局及び ESC 議長は、GT 及び近縁遺伝子プロジェクトにおいて収集されたデータは非常に複雑な専門的データであり、かつ膨大であることを指摘しつつ、CCSBT の目的のために要請があれば全てのメンバーがデータを利用可能であること、及び ESC はこれらの分析手法の詳細な検討に関してオープンであることを確認した。また事務局は、データの知的所有権の問題があるため、当該データを利用したあらゆる論文又は文書を CCSBT の外部に発表する前に許可を得る必要があると述べた。
47. 会合は、新たな管理方式 (MP) の導入を 1 年遅らせる、すなわち TAC 決定からその実施までに 1 年間のラグを設けるという通常に対応を今回は行わないとする ESC からの勧告について検討した。1 年間のラグを設けないことは、特に 1 年間のラグを設けずに TAC の削減が必要となった場合に、ニュージーランドに対して行政上の大きな問題を引き起こすこととなる。しかしながら、EC は、特に MP のパラメータの決定に関して EC と ESC との間で反復的なやりとりが必要な場合に、MP の開発期間を削減することは困難と考えられることに合意した。この 1 年間の遅れを受け入れ、新たな MP に取り入れられる管理目標に関する議論を 2018 年に開始することが合意された。
48. EC は、ESC 22 報告書を承認し、ESC からの勧告に留意した。

議題項目 7. 生態学的関連種作業部会 (ERSWG) からの報告

49. ERSWG の独立議長であるアレキサンダー・モリソン氏は、文書 CCSBT-EC/1710/10 及び CCSBT-EC/1710/23 に概要を示した ERSWG 12 会合報告書について説明した。

50. ERSWG 12 は、EC に対し、海鳥類、サメ類及び栄養相互作用に関する助言を行ったが、具体的な勧告は行わなかった。EC は、ERSWG 12 報告書について留意した。
51. ERSWG 議長は、SBT 漁業には引き続き海鳥混獲に関する高リスクの懸念があること、及び現在の混獲緩和措置及びその実施が期待された保護水準を実現していないことを明確化した。
52. 会合は、海鳥混獲を大幅に削減した CCAMLR の混獲緩和措置について検討した。CCAMLR によって導入された統合荷重枝縄は SBT はえ縄漁業に適用可能なものではなかったが、約 20 年間にわたって実施され、かつ効果を上げてきたその他の措置（漁期制限、荷重枝縄、夜間投縄及び吹き流し装置）は直ちに適用可能であった。
53. EC は、次回の ERSWG 会合の日程について検討した。2018 年は次回会合を開催しないこと、及び EC 25 における決定を条件として 2019 年の早期に会合を開催するという暫定的な予定に合意した。
54. ERSWG 議長は、2016 年 12 月に開催された漁業管理に対する生態系アプローチの実施に関するまぐろ類 RFMO 合同会合の結果に関するプレゼンテーション（CCSBT-EC/1710/24）を行った。EC は、漁業管理に対する生態系アプローチの実施に関するまぐろ類 RFMO 合同会合の結果に留意した。
55. EC は、2018 年の次回まぐろ類 RFMO 合同会合にメンバーの科学者及びコミッショナーレベルの 2 名が CCSBT 代表として参加すること（両者の航空運賃及び出張手当は公海 ABNJ まぐろプロジェクトにより拠出される）に合意した。CCSBT の代表者は、CCSBT の代理として何らかのコミットメントを行うことはできないことが留意された。代表者の役割とは、会合に参加し、CCSBT の状況に関する知見を提供し、その結果を CCSBT に報告することである。会合の詳細が判明次第、事務局が CCSBT の代表者の指名を求めることが合意された。
56. オーストラリアは、みなみまぐろ漁業の海鳥類に対する影響の緩和のための決議案に関する文書 CCSBT-EC/1710/22 を説明した。オーストラリアは、同国が緊急的に必要であると考えている海鳥混獲緩和措置に対する同国のコミットメントを繰り返すとともに、他のメンバーに対し、そのコミットメントを共有するよう勧奨した。決議案は、過去に一部のメンバーから提起された懸念に対処するためにさらなる修正が加えられたものであり、他の RFMO との一貫性を維持するための修正が可能となっている。
57. ほとんどのメンバーは決議案を支持するとともに、その必要性に合意した。
58. 日本は、SBT 漁船は他の RFMO による混獲緩和措置を遵守しなければならないが、また日本は他のまぐろ類 RFMO の枠組みの中で海鳥の混獲緩和に全面的にコミットしていることを述べ、CCSBT においてそうした決議を採択することについては反対の立場を維持した。また日本は、生態学的

関連種の管理は条約の目的の対象には含まれていないとの同国の条約の解釈を述べた。

59. 米国は、本件の取扱いは **CCSBT** にとって極めて重要な課題であると考えており、海鳥類に対する **SBT** 漁業の影響は受け入れがたいものであると述べた。米国は、メンバーに対し、本件に関する作業を継続するよう奨励した。
60. 一部のメンバーは、法的拘束力のある決議に合意できないことに対する遺憾の意を表明した。既存の義務は機能しておらず、**EC** は行動を起こす必要があることが述べられた。
61. **HSI** は、**SBT** 漁業は海鳥との相互作用を避けることができないものであり、**CCSBT** がこの問題の管理に責任をとらない限り問題は継続すると述べた。**HSI** は、熱帯域に位置する他の **RFMO** に問題を管理する責任を委ねることは不適切であり、また機能しない可能性が高いこと、及び機能しなかった措置に対する全面的なコミットメントには価値がないことを述べた。さらに **HSI** は、海鳥類の高リスク海域並びに鳥と漁船の動きは既知であること、及び行動を起こさなければアホウドリ類は絶滅することを述べた。
62. オーストラリアは、会合中、**ICCAT** の措置に調和させるために **EU** から提起されたコメントを踏まえて本決議案を修正するとともに、議論の中でメンバーから提起されたポイントを明確化するための情報文書を作成した。当該情報文書は別紙 12 のとおりである。
63. 日本は、**ICCAT**、**IOTC** 及び **WCPFC** の場はより幅広い海域をカバーするものと考えており、また日本はそれら **RFMO** において海鳥の混獲緩和問題を議論することを望んでいることから、決議には合意しないとの立場を維持した。また日本は、それら **RFMO** の場では熱帯まぐろ類に焦点を当てているとの意見に同意しなかった。さらに日本は、それら **RFMO** の混獲緩和決議が高緯度海域ではより厳しい緩和措置を特定していることからわかるとおり、高緯度海域における混獲緩和問題に関する問題についても検討していることは明らかであると述べた。
64. 他のメンバーは、**CCSBT** において法的拘束力のある海鳥混獲緩和措置を採択しないことに関する日本の法的立場に同意しなかった。オーストラリアは、同国の情報文書の中でその理由を示し、**EU** は、海鳥を管理することが目的であるとは考えていないが、**SBT** を管理し、及び **ERS** との相互作用の規制により **SBT** 漁業を規制することは目的であると述べた。
65. 一部のメンバーは、拡大委員会中に問題が解決できなかったことについて、改めて遺憾の意を表明した。一般的に、海鳥類と **SBT** 漁業との相互作用は深刻な問題であり、解決が必要な懸念であるとされた。
66. ニュージーランドは、**CCSBT** によって管理されている漁業は海鳥類に対して高リスクであり、合意はなくともニュージーランドは引き続き強力な緩和措置をとっていくと述べた。ニュージーランドは、他のメンバーに対し、必要に応じて他 **RFMO** の混獲緩和要件を遵守することを期待す

るとともに、同国が WCPFC の措置を遵守していない船舶を確認した場合には WCPFC に通報するとした。さらにニュージーランドは、混獲緩和措置が順守されるよう確保することは重要であると述べた。

67. HSI は、合意がなされなかったことに対する深刻な遺憾の意を表明し、メンバーに対し、ACAP のベストプラクティス助言について検討し、及び当該助言を独自に即時実施するよう勧奨した。HSI は、ACAP の措置を採択することができない理由を理解することができず、必要があればメンバーに対する支援を行う用意があると述べた。
68. インドネシアは、海鳥に関する国内行動計画を策定中であり、HSI からの申し出を歓迎した。インドネシアは、同国の管理計画において ACAP の助言を採用すべく努力する予定である。
69. ERSWG 議長からの要請を受けて、EC は、その次回会合において、将来の ERSWG 会合が対処すべき優先度の高い課題に関する追加的な指示を行うことに合意した。

議題項目 8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量

70. 議長は、CCSBT 21 が国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義に合意し、及びメンバーは CCSBT 21 において採択した帰属漁獲量の共通の定義を可能な限り速やかに、かつ 2018 漁期年より遅れることなく誠実に実施することに合意したことを述べた。
71. 全てのメンバーは、帰属 SBT 漁獲量の実施及びそれぞれの国別配分量に対するすべての死亡要因の考慮に関して、それぞれの進捗状況の概要を以下のとおり提示した。
72. オーストラリアは、帰属漁獲量のコミットメントを履行するために多くの行動を決定したと述べた。同国政府は、遊漁漁獲量を考慮するための当初の数量として 250 トンが適当と考えている。商業部門に対する配分量の毎年の決定は、政府の立場に関する助言を行ってきた規制当局 (AFMA) の管轄である。またオーストラリアは、SBT 及び魚の取扱いに関する遊漁者教育プログラムにかかるリソースの分担及び管理、実施について関連州との取決めを締結する予定であり、2018 年に遊漁漁獲量にかかる全国調査を開始する予定である。
73. 日本は、オーストラリアが近い将来に実施する調査に基づく推定値がなくとも、遊漁漁獲量として少なくとも 250 トンが長期にわたって存在してきた可能性があるということであるから、2017 年漁期の同国の未漁獲量が 250 トンに満たないような場合には、オーストラリアは 2017 年から 2018 年に未漁獲量の繰越しを行わないよう提案した。オーストラリアは、帰属漁獲量に対応するというコミットメントは 2018 年漁期から開始されるものであったと回答した。繰越しに関する問題は別の話であり、既存の規定に基づき管理されることとなる。

74. 日本は、オーストラリアはステレオビデオモニタリングをいつ導入する予定なのか、及び特定の割合の魚のサンプリング（例えば ICCAT が採択しているように、魚の 20%）と併せてこれを進めることができるかどうかについて質問した。オーストラリアは、完全に自動化され、かつ費用効果の高いシステムが利用可能になった際にステレオビデオモニタリングを導入すると同国のコミットメントを繰り返した。
75. 欧州連合は、あらゆる SBT の漁獲について CCSBT に報告しており、近年の漁獲量は 0 トンで、投棄されたものもないと述べた。
76. 台湾は、2016 年漁期から放流及び投棄量として 10 トンを割り当てていると報告した。この数量は、科学オブザーバーから得た投棄に関する情報及び SBT 漁船の漁獲努力量を用いて推定したものである。
77. インドネシアは、同国の帰属漁獲量データは全て沿岸零細漁業（すなわち総トン数 30 トン未満の船舶による小規模漁業）から生成されていると述べた。データは、CDS 文書において記録及び報告されたものである。しかしながら、CDS データを確認するプロセスに遅れがあり、インドネシアは、CDS データのログブックデータ及び港での水揚げデータとの統合や、投棄及び沿岸零細漁業活動に起因して SBT の死亡が記録されない状況を回避するための小規模漁業へのオブザーバーの配置により、インドネシアが言う CDS データの正確性を改善するための措置をとっていく予定であるとした。ニュージーランドは、CDS データに依存することにより、インドネシアが投棄量や沿岸零細漁業で漁獲された SBT が最終的に国内で消費された場合の死亡量を除外してしまっている可能性があるとして述べた。
78. 日本は、2016 年漁期から放流及び投棄量に関する割当量として 20 トンを留保しているところ、2018 年漁期からの同国の国別配分量の増加を踏まえてこの数量をレビューする予定であると報告した。
79. 韓国は、利用可能な最良の科学的情報に基づき、同国の SBT 帰属漁獲量を実施するため、投棄／放流による死亡量を考慮するべく 5 トンを総割当量の中から割り当てていると述べた。同国は、2015 年以降、自国漁船に対して SBT の投棄又は放流を行わないよう奨励している。
80. ニュージーランドは、2004 年以降、同国のクォータ管理制度の下に全ての死亡要因を考慮していると述べた。現在は、投棄及び捕食による死亡量として 20 トン、遊漁及び伝統漁業による死亡として 9 トンである。ニュージーランドは、2017 年の SBT を対象とする遊漁活動の増加を踏まえ、遊漁漁獲量に関する割当量を再検討する必要があると考えていると述べた。
81. 南アフリカは、同国の商業漁業では投棄が厳しく禁止されており、また遊漁では SBT を漁獲することは許可されていないことを報告した。同国は、帰属漁獲量として同国配分量の一部を留保する予定であるが、その数量については未決定であるとした。

8.2. TAC の決定

82. EC は、CCSBT 23 において、CCSBT 管理方式 (MP) による勧告に従い、2018 - 2020 年の各年における全世界の TAC を 17,647 トンに設定することに合意した。この全世界の TAC には以下が含まれる。
- 非メンバーによる IUU 漁獲量に関する留保分 306 トン
 - 調査死亡枠 (RMA) に関する留保分 6 トン
83. EC は、2018 年の TAC の修正が必要となるような例外的状況にはないことを確認し、2018 年の TAC を引き続き 17,647 トンとすることが確認された。
84. また、2019 - 2020 年の TAC を引き続き 17,647 トンとすることが確認された。

8.3. 調査死亡枠

85. 議長は、会合に対し、ESC が 2018 年の調査死亡枠 (RMA) として以下に対する合計 5.2 トンを承認したことを述べた。
- CCSBT 遺伝子標識放流プロジェクト向けの 3 トン
 - オーストラリアによる天然 SBT の健康状態評価に関するプロジェクト向けの 1.2 トン
 - 日本による西オーストラリアでの若齢 SBT 曳縄調査向けの 1 トン
86. EC は、これらの RMA の要請を承認した。

8.4. TAC の配分

87. 2018 年の TAC の配分に関して、会合は、2018 年の国別配分量を CCSBT 23 で合意されたとおりにすることを確認した。合意済の国別配分量は表 1 のとおりである。日本は、2018 年から 2020 年までのクォータブロックにおいて、インドネシアに対して 21 トン、及び南アフリカに対して 27 トンの自主的な移譲を行う。この移譲分は、表 1 における「(3)」の欄に反映されている。2021 年以降の国別配分量を検討する際には、6,165 トンが議論の開始点となる。

表 1 : 2018 - 2020 年におけるメンバーへの国別配分量 (SBT のトン数)

メンバー	(1) 新たな 国別配分量	(2) ノミナル漁獲量 の割合	(3) 有効漁獲上限
日本	6165	0.355643	6117
オーストラリア	6165	0.355643	6165
ニュージーランド	1088	0.062779	1088
韓国	1240.5	0.071568	1240.5
台湾	1240.5	0.071568	1240.5
インドネシア	1002	0.057785	1023
欧州連合	11	0.000628	11
南アフリカ	423	0.024387	450

88. 事務局長は、全世界の TAC の国別配分量に関する CCSBT 決議 (文書 CCSBT-EC/1710/11) が現状を反映していないことを指摘した。CCSBT 23 によって既に行われた決定及び現状に合っていない事項 (以下を考慮に入れることを含む) を反映するための一連の修正案が提案された。
- 管理方式は既に実施済であること
 - 全てのメンバーが元々のノミナル漁獲量水準に達しており、2018 年からはそれを超える水準となる見込みであること
 - いずれのメンバーにも、返済されるべき自主的削減分が最早存在しないこと
 - 南アフリカが条約に加盟したので、南アフリカの加盟を条件とした TAC の増加に関する規定は不要であること
89. EU は、他の RFMO において一般的に行われているように、何かしらの決定/アップデートが合意された際、同じ会合の中で関連する決議についてもアップデートを行うことが望ましいと提案した。可能な限りそのようにすべきであることが認識された。
90. EC は、TAC の国別配分量に関する改正決議を採択した。改正された決議は別紙 13 のとおりである。

議題項目 9. CCSBT 戦略計画

9.1. 2017 年の行動

適切なデータセットの共有を可能とするための、CCSBT の各種データに割り当てられたリスク区分の改正 (戦略計画上の優先度 : 非常に高い)

91. 事務局は、CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則 (DCR) におけるデータの種類のリスク区分の改正について、文書 CCSBT-EC/1710/12 の関連部分 (1 - 2 ページ及び 21 - 22

ページ) を説明した。1つのデータの種類のリスク区分を一段階引き下げることで、及び5つの新たなデータの種類を追加することが提案された。

92. 事務局は、一般的に利用可能であることを意味する「リスクなし」から最も厳密な機密管理が求められる「高リスク」までを含む CCSBT の機密性リスク区分について総括した。近縁遺伝子及び遺伝子標識放流における遺伝子型判定データは、知的所有権 (IP) に関する要件のために「中リスク」に区分されていることが明確化された。
93. 会合は、事務局が提案したリスク区分の修正及び新たなデータの種類の追加に合意した。改正された DCR は別紙 14 のとおりである。

議長によるサポート、意志決定及び継続性を通年で得ることができるよう確保するために長期契約を検討することを含め、CCSBT の現在の議長にかかるアレンジメントを変更することの費用対効果をレビューする (戦略計画上の優先度：高い)

94. 事務局は、CCSBT における現在の議長に関する取決めのメリット及びデメリットの概要を説明し、CCSBT のガバナンス及び効率性を改善するための取決めの変更案を提示した。
95. また、事務局は以下の点を指摘した。
 - CCSBT は、議長が持ち回りで毎年交代する唯一のまぐろ類 RFMO である。
 - CCSBT 議長の任期を2年間及び一度の再任が可能という形に延長することで、現行の議長に関する取決めに起因するデメリットのほとんどを克服することができる。
 - 議長の任期を複数年とすることをメンバーが希望する場合、これを進めるための最良の方法は IATTC の手法を踏襲することであると考えられる。このためには、CCSBT 手続規則を改正する必要がある。
96. メンバーが議長の任期を複数年とすることを支持する場合、議長にかかる費用負担、新議長が任務を開始するまでのプロセスのスケジュール、議長の選出及び任命に関するクライテリアといった複数の関連事項を検討する必要があることが留意された。
97. 会合は、望ましいと考えられる提案について検討した。台湾は、現在の持ち回りによる方式を維持することが望ましいが、ガバナンスの改善のために議長の任期を2年間とすることは支持できると述べた。
98. 資金拠出に関する様々なオプションが検討され、事務局長は、キャンベラから各メンバーの首都までの旅行を前提とした場合、議長に関する毎年の平均コストはおよそ 7,000 豪ドルと想定されると述べた。
99. EC は、議長及び副議長を各年次会合において再任できる (最大で連続する4年間在任できる) ようにするための CCSBT 手続規則の改正に合意した。合意された改正手続規則は別紙 15 のとおりである。
100. さらに以下が合意された。

- 議長を出すメンバーの政府は、CCSBT 会合への議長の参加にかかる費用を負担するが、議長が CCSBT の代表として CCSBT 以外の会合に参加するよう求められた場合には、CCSBT が議長の航空運賃及び出張手当を負担する。
- この新たな取決めに基づく最初の議長及び副議長の選挙は CCSBT 25 において実施される。選任された議長は、その任務を CCSBT 25 の直後から開始する。全てのメンバーが議長となる者を推薦する権利を有するので、議長のポジションに 1 名以上が推薦される可能性がある。

拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する（戦略計画上の優先度：高い）

101. 事務局は、CCSBT の作業に対する任意拠出金の調達先について、文書 CCSBT-EC/1710/12 の関連部分（5-7 ページ）を説明した。同文書では、メンバーの政府に課される分担金とは別の資金調達先となり得ると考えられる 3 種類の任意拠出金を提案するとともに、これらの拠出金を予算にどのように反映するかについても提案した。
102. 事務局は、考え得る三種類の任意拠出金を以下のとおり特定した。
- プロジェクトに対する任意拠出金
 - 会合費用に対する任意拠出金
 - 特別用途基金に対する任意拠出金
103. 任意拠出金については、特に特別用途基金に関して、その他の機関を含む非メンバーからも受諾し得ることが明確化された。
104. EC は、CCSBT に対する任意拠出金のアプローチ案を支持することに合意した。

柔軟な管理取決め - 適当な場合は、メンバー間での枠の譲渡を行う（戦略計画上の優先度：高い）

105. 議長は、文書 CCSBT-EC/1710/12 の 7-11 ページにおいて事務局が提示した SBT 漁獲枠取引のオプションに関する議論を紹介した。
106. 会合は、本件に関して簡潔な検討を行い、本件は現時点では優先度の高い問題ではないことを確認した。本件に関するさらなる検討は将来の会合に先送りされた。
107. 漁獲枠の取引は、EC による事前の承認がない限り実施できないことが合意された。

船籍が置かれる国／漁業主体が国別配分量に対応する漁獲能力の自己評価を完了する。旗国／主体は、必要に応じて是正措置を講じる（戦略計画上の優先度：中程度）

108. 欧州連合は、漁獲能力の自己評価に関する文書 CCSBT-EC/1710/21 を説明した。

109. 会合は、本件について EC に感謝するとともに、その報告に留意した。

9.2. 2018 年の行動

各メンバーがそれぞれのノミナル漁獲量に達した後、代替的な再建戦略（短期的な漁獲量増加よりも資源再建を優先するものを含む）の費用対効果を評価する（戦略計画上の優先度：非常に高い）

110. 事務局は、EC が経済的な費用対効果分析に関心があったのか、又は異なる再建戦略における漁獲量と資源のトレードオフ関係について評価することを意図していたのかが不明瞭であったことを指摘しつつ、本件について紹介した。ESC の 3 年間の作業計画が対応しているのは后者である。

111. メンバーは、経済的な費用対効果分析は不要であり、この事項の意図は異なる再建戦略について精査することであったことに合意した。会合は、この事項については MP レビューの一環として既に適切に対応されていることに合意した。

ERS に関する勧告の実施をレビューする（戦略計画上の優先度：中程度／高い）

112. 議長は、事務局文書 CCSBT-EC/1710/12 のうち ERS 勧告に関する部分（12 ページ）について紹介した。同文書では、ERS 勧告の実施状況のレビューについて、以下の三つのオプションを提案した。

- ERSWG に対し、その次回会合においてレビューを行う（メンバーに対して会合前に回答すべき質問事項を送付することを含む）よう要請する。
- 事務局に対し、実施状況にかかる机上レビューを行う（メンバーが回答すべき質問事項を送付することも含む）よう要請する。
- ERS 勧告の実施状況に特化した品質保証レビューに関する付託事項を策定し、レビューを実施する第三者機関と契約する。

113. メンバーは、費用上の問題から、上記のうち三番目のオプションについては支持しなかった。

114. 会合は、上記のうち二番目のオプションを実施することに合意し、事務局に対し、CC を通じて EC に提示するため、質問事項の送付の結果を取りまとめるよう要請した。

ERS に対するリスクを削減するための業界の努力を促進することができるよう、他の RFMO、関連業界及びその他の利害関係者との緊密な協力の下、有効性を評価するための明確なクライテリア並びに安全性の確保及び実用性の問題に関する検討を含む、ERS に関する政策及び管理戦略を策定する（戦略計画上の優先度：中程度／高い）

115. 議長は、この事項に関して、事務局文書 CCSBT-EC/1710/12 のうち、以下の三つのオプションについて EC による検討を求めた部分（13 ページ）について紹介した。

- ERS に関する政策／管理戦略を CCSBT 漁業管理計画の一部として取り入れ、本会合議題項目 10 の下に検討する漁業管理計画と併せてこの政策を策定する。
- ERS に関する政策／管理戦略にかかる付託事項を策定した上で、CCSBT 25 においてこれを検討することができるよう、当該付託事項に従って政策及び管理戦略案を起草するメンバーを招請する。
- 政策及び管理戦略案を策定するため、戦略及び漁業管理作業部会（SFMWG）の会合を予定する。

116. 会合は、CCSBT 25 に向けてオーストラリアが文書（EC がどのように ERSWG の作業の重点化及び支持を行うかに関するオプションを含む）を作成することに合意した。

SBT の再生産及び加入に対する気候変動の影響にかかる知見を改善する観点と併せて、SBT の再生産に影響を与える可能性がある生態系の状況に関する調査にかかる議論を促進する（戦略計画上の優先度：中程度／高い）

117. 議長は、事務局文書 CCSBT-EC/1710/12 における本件の関連部分について紹介し、ESC の議題は 2020 年まで新たな管理方式の開発及び実施に特に集中していることを指摘した。このため、以下が提案された。

- 本件に関して積極的な作業が必要である場合は、ESC に時間的な余裕ができる 2020 年以降まで待つか、又はこれを進めるための特別作業部会を設置する必要がある。
- あるいは、積極的な作業は不要であるならば、ESC 会合の前に本件に関する文書の提出を呼び掛け、提出された文書を ESC の議題の中で検討することは可能と考えられる。

118. 会合は、優先度の高い MP 関連作業を遅らせることのないよう、本件に関する検討を先送りすることに合意した。

新規メンバーを含めた全てのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを（条約文に基づき）策定し、TAC の増加又は減少の際に適用する（遵守計画上の優先度：中程度／高い）

119. 議長は、本件について事務局文書 CCSBT-EC/1710/12 の関連部分（13－14 ページ）を紹介し、会合に対し、この戦略計画の事項に関して、本会合において先に合意された CCSBT の全世界の TAC の配分に関する改正決議が拡大委員会の現在のニーズを満たしているかどうかを尋ねた。

120. オーストラリアは、決議に施された改正は現時点の目的に対して十分であると考えた。日本は、この見解を支持した。しかしながら、ニュージーランドは異なる見解を示し、新メンバーの加入申請について検

討する際の標準的なプロセスを定めた政策を策定することは有益と考えられると提案した。

121. 議長は、会合は本件に関する合意に達しなかったことに留意した。

代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意思決定プロセスの透明性を改善する必要性について検討する（戦略計画上の優先度：中程度）

122. メンバーは、透明性を改善するために代表団長（HoD）会議の回数を減らすことの望ましさに関して検討した。

123. EC は、HoD 会合を保持しておく可能性を残しつつも、HoD 会合は賢く活用されるべきであり、かつ将来においてこれを過剰に使用すべきでないことに合意した。また、小グループ会合をオブザーバーにも開放することは、小グループによる進捗を見るうえで有益である場合があることが合意された。

条約文をレビューし（仮にメンバー（ら）がそのような交渉を提案するならば）、かつ、適当な場合は、例えば管理方式やERS の管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び／又は基準を組み込む（戦略計画上の優先度：中程度）

124. 議長は、本事項について、CCSBT 23 における条約に関する円卓会議の概要を示した事務局文書 CCSBT-EC/1710/12 の関連部分（14 - 15 ページ）を紹介した。検討の結果、戦略計画に明示されたスケジュールに従って条約のレビューを行うという条約の近代化に関する作業は、ほとんどのメンバーにとって優先度の高い作業とは認識されなかった。

125. メンバーは、メンバーシップに関する問題を含めて条約を近代化することの望ましさについて検討し、一部のメンバーは、CCSBT 戦略計画の次回のレビューまで本件の検討をさらに先送りすることへの懸念を表明した。

126. 本件については、翌年の EC 会合における戦略計画に関する議題項目の下に検討すべきことが合意された。

議題項目 10. CCSBT 漁業管理計画（FMP）に関する検討

127. CCSBT 22 において、2017 年の EC で検討される FMP 案の作成についてリソースが確保できる場合にはニュージーランドが休会期間中に作業を行うことに合意したことが想起された。

128. ニュージーランドは、リソースの問題から FMP 案を作成することができなかったことを述べ、他のメンバーに対し、FMP の策定に価値を見出しているのかどうかについて作業を開始する前に確認したいと述べた。

129. 他のメンバーは、FMP の策定に対する支持を表明しなかった。

130. ニュージーランドは、FMP 案の作成に関する同国の申し出を撤回したが、将来的に EC が FMP の価値に関する立場を変えた場合には再検討する意向を述べた。

議題項目 11. 協力的非加盟国

131. 議長は、会合に対し、フィリピンが過去 2 年間に於いて会合に参加していないこと、フィリピンは昨年何らの年次報告書も提出していないことから、CCSBT として懸念してきたことを述べた。フィリピンは議長に対し、2017 年 7 月 7 日に、拡大委員会の懸念に答えるとともに、同国が過去数年において委員会の作業に積極的に参加してこなかったことを認める書簡を送付した。同書簡の中で、フィリピンは、会合への参加や必要な年次報告書の提出といった将来の委員会の活動に協力及び参加することを約束した。しかしながら、フィリピンは、ESC 又は CC/EC 会合のいずれに対しても年次報告書を提出せず、またこれらの会合に参加しなかった。
132. EC は、フィリピンには CCSBT の協力的非加盟国 (CNM) としての地位を保持する資格がないこと、及びフィリピンの CNM としての地位を更新しないことに合意した。しかしながら、EC は、将来的に同国が希望する場合には再申請が可能であることに留意した。
133. 事務局は、日本に対し、フィリピンは EC 報告書が採択された直後に CCSBT の CNM としての地位を失うことを確認した。また日本は、国内の制度を変更し、及び輸入業者を含む関係者に情報を周知するのに十分な時間が必要であることから、フィリピンからの SBT の輸入を止めるには数か月を要すると述べた。

議題項目 12. 非メンバーとの関係

134. 事務局は、CCSBT と非メンバーとの関係に関する文書 CCSBT-EC/1710/14 について説明するとともに、米国、フィジー、シンガポール及び中国に対して遵守委員会及び拡大委員会に参加するよう招請していたことを述べた。事務局は、IUU 船舶リスト案及び CCSBT の CDS に関する中国への協力要請にかかる中国との連絡について述べた。また事務局は、CCSBT の CDS に関する米国による継続的な協力について述べた。
135. 米国は、CDS に対する同国の協力を改善するために努力を払ってきたことについて述べた。現在、SBT の取扱い業者は単一の電子通関インターフェイスを通じて文書を提出すること、及び取引が生じた際にリアルタイムで CDS 文書をアップロードすることが義務付けられており、これにより文書提出の適時性の改善が見込まれる。同国は、高度回遊性魚種の輸入データに関する包括的なレビューを完了したところであり、同レビューの結果に基づいてターゲットを絞った指導及び取締りを行う予定で

ある。これらの努力によってさらなる改善につながるものと考えられ、また米国は事務局との作業を継続していく意向である。

136. EC は、米国による継続的な CDS への協力について感謝するとともに、CC 13 及び CCSBT 25 に関して、事務局が改めて中国、フィジー、シンガポール及び米国を招待すべきことに合意した。

議題項目 13. Kobe プロセス

137. 事務局は、Kobe プロセス関連の活動に関する最新情報を提供するとともに、まぐろ類 RFMO 合同会合の議長に対して CCSBT の関連会合における長期オブザーバーの地位を提供することを提案した文書 CCSBT-EC/1710/15 について説明した。

138. EC は、まぐろ類 RFMO 合同会合の議長に対して CCSBT の関連会合における長期オブザーバーの地位を提供するとの提案に合意した。

議題項目 14. その他機関との活動

14.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

139. 議長は、その他機関との活動に関する事務局文書 CCSBT-EC/1710/16 を総括しつつ、この議題項目について紹介した。

140. CCSBT オブザーバーとしての任務の一環として、メンバーから以下の報告が行われた。

- 2016 年 10 月 17 - 28 日にタスマニアのホバートで開催された第 35 回南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) 年次会合に関するオーストラリアの報告 (CCSBT-EC/1710/25)
- 2017 年 5 月 22 - 26 日にインドネシアのジョグジャカルタで開催された第 21 回インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 総会に関するインドネシアの報告
- 2016 年 11 月 14 - 21 日にポルトガルで開催された第 20 回大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 特別会合に関する日本の報告 (CCSBT-EC/1710/26)
- 2016 年 12 月 5 - 9 日にフィジーのデナラウ島で開催された第 12 回中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 年次会合に関する韓国の報告 (CCSBT-EC/1710/27)
- 2017 年 7 月 19 - 28 日にメキシコで開催された 2017 年全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) 年次会合に関する台湾からの報告 (CCSBT-EC/1710/20)

141. 2017/18 年において、以下のメンバーが CCSBT の代表として以下の CCSBT オブザーバーとなることが合意された。

- オーストラリアは、引き続き CCAMLR に対するオブザーバーとなる。
 - インドネシアは、引き続き IOTC に対するオブザーバーとなる。
 - 日本は、引き続き ICCAT に対するオブザーバーとなる。
 - 韓国は、引き続き WCPFC に対するオブザーバーとなる。
 - 台湾は、引き続き IATTC に対するオブザーバーとなる。
142. 事務局は、2016 年に CCSBT と WCPFC との間で合意された二つの協力覚書 (MoC) の進捗状況に関する文書 CCSBT-EC/1710/16 の関連部分を説明した。検討された二つの MoC は以下のとおりである。
- データの交換及び公開に関する MoC
 - WCPFC 条約水域である公海における SBT の転載の監視に関する WCPFC 地域オブザーバー計画オブザーバーの承認に関する MoC
143. これらの MoC はいずれも、2017 年 4 月に WCPFC 議長によって署名された後、2017 年 6 月に CCSBT 議長によって署名された。
144. データの交換及び公開に関する MoC に基づく最初のデータ交換は、2018 年の CCSBT 科学データ交換の際に行われることが想定されている。
145. 事務局は、転載 MoC に関して、同 MoC の運用に必要なシステム及びプロセスを現在策定中であると述べた。

議題項目 15. データ及び文書の機密性

15.1. 2017 年の報告書及び文書の機密性

146. 事務局は、2017 年の会合報告書及び会合文書として提出された文書の機密性に関する文書 CCSBT-EC/1710/17 (Rev.2) を紹介した。
147. 会合は、CCSBT 24 の下での会合報告書及び会合に提出された文書の全てが公開されること (ただし以下を除く) に留意した。
- 事務局文書 CCSBT-ESC/1708/04 の別紙 A
 - 日本国内市場におけるみなみまぐろ取引のモニタリングに関する 2017 年の最新情報を提供した日本の文書 CCSBT-ESC/1708/25 及び CCSBT-CC/1710/BGD01
 - 2016 年漁期のオーストラリア SBT 蓄養における未考慮漁獲死亡量の推定値に関するアップデートを提示した日本の文書 CCSBT-OMMP/1706/10 及び CCSBT-ESC/1708/BGD08
 - 日本国内市場におけるみなみまぐろ取引及びモニタリング調査に関する日本の文書 CCSBT-ESC/1708/BGD09 (本文書は 2015 年の遵守委員会に対して提出され、CCSBT 22 により機密指定された文書である)
 - 2017 年の日本市場に関するアップデートを提示したオーストラリアの文書 CCSBT-ESC/1708/Info01 及び CCSBT-CC/1710/BGD03

議題項目 16. 2018年の会合

148. 2018年の会合及び日程が以下のとおり合意された。

- オペレーティング・モデル及び管理方式に関する非公式技術会合、サンセバスチャン（スペイン）、2018年9月2日
- 第23回拡大科学委員会会合、サンセバスチャン（スペイン）、2018年9月3-8日
- 第13回遵守委員会会合、ヌメア（ニューカレドニア）、2018年10月11-13日
- 第25回拡大科学委員会、ヌメア（ニューカレドニア）、2018年10月15-18日

149. 事務局長は、2018年の休会期間中のOMMP会合（5日間）の適切な日程について、同会合にかかる過去の対応に則り、関係する科学者との協議の後に決定する予定である。

150. 4日間の戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）会合は、2018年3月にキャンベラ（オーストラリア）で開催予定である。事務局は、議長（オーストラリア）との協議の上、各議題において想定される成果を含む注釈付き議題として、暫定議題案を作成する予定である。詳細についてはメンバーと確認を行い、最終化後にメンバーに対して回章される予定である。

議題項目 17. 25回CCSBT年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

151. EUは、EC 24の後速やかにCCSBT 25に付属する拡大委員会の議長を指名すると述べた。南アフリカは、数週間以内に同会合の副議長を指名すると述べた。これらの指名に関する情報は、メンバーに回章すべく事務局に対して提出される。

議題項目 18. その他の事項

152. ECは、ERSWG議長であるアレキサンダー・モリソン氏の任期について、さらに一期を再任することに合意した。

153. オーストラリアは、WCPFCが電子モニタリング基準を策定中であることから、本件に関するプロセスを重複させるよりもWCPFCでの進展を踏まえることが有益と考えられると述べた。オーストラリアは、本件についてWCPFCと連絡をとり、CCSBT補助機関に対して翌年に報告を行うことを申し出た。

154. EUは、ICCAT及びIOTCも類似したイニシアティブに取り組んでいたの、これらの機関に対してもフィードバックを求め得ると述べた。

155. 会合は、オーストラリアからの申し出を受け入れるとともに、適切な情報が利用可能となった際には、当該情報は EC による検討及び議論のために提出されることが合意された。

議題項目 19. 閉会

19.1. 報告書の採択

156. 会合報告書が採択された。

19.2. 閉会

157. 会合は、2017 年 10 月 12 日午前 10 時 37 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. メンバーのオープニング・ステートメント
5. オブザーバーのオープニング・ステートメント
6. 財政運営委員会報告書
7. ESC の 3 年間の作業計画のリソースに関する ESC からの要請に対する結果
8. 第 12 回遵守委員会会合報告書
9. みなみまぐろの年間総漁獲利用可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議
10. 第 22 回科学委員会会合報告書
11. 第 12 回生態学的関連種作業部会会合報告書
12. みなみまぐろ漁業の海鳥類に関する影響の緩和のための決議案に関するオーストラリアからの情報提供文書
13. 全世界の総漁獲可能量の配分に関する改正決議
14. CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する改正手続規則
15. 複数年の議長任命を可能とするための CCSBT 手続規則における改正規則 4(1)

参加者リスト
第24回委員会年次会合に付属する拡大委員会

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMMISSION CHAIR								
Indra	JAYA	Dr	Professor	Faculty for Fisheries and Marine Science, Bogor Agricultural University	Indonesia			indrajaya@ipb.ac.id
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Frank	MEERE	Mr			Australia			fmeere@aapt.net.au
SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR								
John	ANNALA	Dr			New Zealand			annala@snap.net.nz
ECOLOGICALLY RELATED SPECIES WORKING GROUP CHAIR								
Alexander	MORISON	Mr			Australia			morison.aqsci@gmail.com
MEMBERS								
AUSTRALIA								
David	WILLIAMSON	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 2100		david.williamson@agriculture.gov.au
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 4277		gordon.neil@agriculture.gov.au
Simon	NICOL	Dr	Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 4638		Simon.nicol@agriculture.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338		Matthew.daniel@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306		neil.hughes@agriculture.gov.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Dheny	RAW	Ms	Policy Officer	Department of Foreign Affairs and Trade	R G Casey Building, Canberra, AUSTRALIA	61 2 6178 5189		dheny.raw@dfat.gov.au
Brian	JEFFRIES	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 416, Fullerton, SA, 5063, Australia	61 (0)419 840 299		austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA, 6160, Australia	61 8 9335 5499		terryromaro@aol.com
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, 5606, SA	61 (0) 8 8682 2266		andrew@tonystuna.com.au

EUROPEAN UNION

Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu
Hilario	MURUA	Dr	Principal Researcher	AZTI Marine Research Division	Herrera Kaia, Portualdea z/g Pasaia Gipuzkoa 20110 Spain	34 667 174 433		hmurua@azti.es

FISHING ENTITY OF TAIWAN

Shiu-Ling	LIN	Ms.	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 855	886 2 23327 396	shiuling@msl.f.a.gov.tw
An-Chiang	HUANG	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 891	886 2 23327 396	anchiang@msl.f.a.gov.tw
Ke-Yang	LIN	Mr.	Senior Executive Officer	Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs	No.2, Ketagalan Blvd. Taipei, 10048, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23482 268	886 2 23617 694	lkytw@kimo.com
Kuan-Ting	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	simon@tuna.org.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INDONESIA								
Reza Shah	PAHLEVI	Ph. D	Director of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia			sdi.djpt@yahoo.com
Toni	RUCHIMAT	Dr	Director of Center For Fisheries Research	Center For Fisheries Research	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430	62 21 64700 928	62 21 64700 929	truchimat@yahoo.com truchimat@gmail.com
Trian	YUNANDA	Mr	Deputy Director for Fish Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	tryand_fish@yahoo.com sdi.djpt@yahoo.com
BESWENI		Dr	Deputy Director for Inland Sea, Territorial Sea and Archipelagic Waters	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	besweni06@yahoo.com
Whisnu	HARYATI	Ms	Deputy Director for Monitoring and Analysis of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	whisnuharyati@yahoo.co.id
WUDIANTO		Dr	Professor	Center For Fisheries Research	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430	62 21 64700 928	62 21 64700 929	wudianto59@gmail.com
Agustinus Purwanto Anung	WIDODO	Mr	Researcher for Fisheries Research Center	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430			anungwd@yahoo.co.id
Kusno	SUSANTO	Mr	Researcher for Fisheries Research Center	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430			kusno_prpt@indo.net.id
Zulkarnaen	FAHMI	Mr	Scientist and also Head of Research Institute for Tuna Fisheries	Research Institute for Tuna Fisheries	Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia			fahmi.p4ksi@gmail.com
Hary	CHRISTIJANTO	Mr	Deputy Director for Law, Organization, Cooperation and public affairs of Secretariat of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 11, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	hchristijanto@yahoo.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Sofi Chullatus	SOFIA	Ms	Head of Section for Utilization of IEEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Riana	HANDAYANI	Ms	Head of Section for Governance of IEEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Eva	SURYAMAN	Ms	Senior Staff for Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Putuh	SUADELA	Ms	Senior Staff for Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Satya	MARDI	Mr	Senior Staff for Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Mumpuni	CYNTIA	Ms	Senior Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
ILHAM		Mr	Senior Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	evaluasi.sdi@gmail.com
M. Roys Birrul	MUTTAQIEN	Mr	Junior Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Rosid	MOH	Mr	Head of Section for Public affair in Direction of Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	tusdi@yahoo.com
Rizal	RIFAI	Mr	Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email	
Cahyo	PRIONO	Mr	Staff for Cooperation and public affairs of Secretariat of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 11, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08		
Ni Ketut Erlina	EFENDI	Ms	Staff of Pengembangan Archipelago Fishing Port - Bali	Pengembangan Archipelago Fishing Port - Bali					
Arief Rahman	HIDAYAT	Mr	Minsitry of Foreign affairs		Jl. Taman Pejambon No. 6, Jakarta Pusat, DKI Jakarta 10110 Indonesia.	(+62) 21 344 1508	(+62) 21 344 1508		
Suwarman		Mr	Head of Capture Fisheries Division, Agency of Marine and Fisheries for Yogyakarta Province	Agency of Marine and Fisheries Affairs for Yogyakarta Province	Jl. Sagan No. III/4, Terban, Gondokusuman, Kota Yogyakarta, Daerah Istimewa Yogyakarta 55223				
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com	
JAPAN									
Shingo	OTA	Mr	Councillor	Resources Management Dpartment, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	shingo_ota810@maff.go.jp	
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryo_omori330@maff.go.jp	
Teruo	KITADE	Mr	Section Chief	Fisheries Management Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	teruo_kitade850@maff.go.jp	
Yuichiro	KIRIKI	Mr	Official	Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	yuichiro.kiriki@mofa.go.jp	

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Shun	OGAWA	Mr.	Deputy Director	Agricultural and Marine Products Office, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan	81 3 3501	81 3 3501 0532 6006	ogawa-shun@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336	81 543 35 6000 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Special Advisor	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646	81 3 5646 2382 2652	katsuyama@japantuna.or.jp
Hiroyuki	YOSHIDA	Mr	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646	81 3 5646 2382 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroyuki	IZUMI	Mr	Assistant Director	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646	81 3 5646 2382 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646	81 3 5646 2382 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Takaaki	ANDO	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646	81 3 5646 2382 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kaoru	HANEDA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646	81 3 5646 2382 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294	81 3 3294 9634 9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 4322	81 3 3294 8800 9607	hirohito98@hotmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEALAND								
Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Ministry for Primary Industries	608 Rosebank Road, PO Box 19747, Avondale, Auckland 1746	64 09 820 7686	64 09 820 1980	arthur.hore@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Team Manager, HMS Fisheries	Ministry for Primary Industries	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140	64 04 819 4654	64 04 819 4632	dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Jo	LAMBIE	Ms	Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140	64 04 894 0131		jo.lambie@mpi.govt.nz
Sophie	KALDERIMIS	Ms	Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18901 Wellington 6160	64 04 439 8070		sophie.kalderimis@mfat.govt.nz
REPUBLIC OF KOREA								
Chan Soo	PARK	Mr	Deputy Director	Distant Water Fisheries Division, Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong 94, Dasom 2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Korea	82 44 200 5339	82 44 200 5379	parkchansoo@korea.kr
Zang Geun	KIM	Dr	Policy Advisor	National Institute of Fisheries Science	216 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Republic of Korea	82 51 720 2333	82 51 720 2337	zgkim5676@gmail.com
Ilkang	NA	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" Nonhyeon- ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	ikna@kosfa.org
Ayoung	KIM	Ms	Policy analyst	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" Nonhyeon- ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 44 868 7832	82 44 868 7840	aykim@kofci.org
Boram	JO	Ms	Assistant Manager	Dongwon Industries CO., LTD.	7F,68 Mabang- ro, Seocho-gu, Seoul, The republic of Korea	82 2589 4074	82 2589 4397	polo7321@dongwon.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Jung Hoon	HWANG	Mr		Dong Won Fisheries CO.,LTD.	#569-34, Shinpyong-Dong, Saha-gu, Busan, Korea	82 51 290 0182	82 51 207 2715	jhh@dwsusan.com
Duck Lim	KIM	Mr	Senior Staff	Sajo Industries Co., Ltd.	#107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1660	82 2 365 6079	liam@sajo.co.kr

SOUTH AFRICA

Asanda	NJOBENI	Mr	Acting Chief Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	PO Box X2, Vlaeberg, 8018, Cape Town, Republic of South Africa	27 21402 3019	27 21421 5151	AsandaN@daff.gov.za
Qayiso	MKETSU	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	PO Box X2, Vlaeberg, 8018, Cape Town, Republic of South Africa	27 21402 3048	27 21402 3734	QayisoMK@daff.gov.za
Sean	WALKER	Mr	Secretary	South African Tuna Longline Association	PO Box 51844, V&A Waterfront Cape Town 8002, Republic of South Africa	27 21790 5019	27 21790 6783	secretary@satla.co.za
Trevor	WILSON	Mr	Chairman	South African Tuna Longline Association	PO Box 6030, Roggebaai 8012, Cape Town, Republic of South Africa	27 82321 2985	27 21371 4900	chairman@satla.co.za
Don	LUCAS	Mr	President	Tuna South Africa (Pty) Ltd	P.O. Box 3277, Cape Town, Republic of South Africa	27 83459 9959		don@tunasa.co.za

OBSERVERS

THE UNITED STATES OF AMERICA

Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
---------	------	-----	------------------------------	----------------	--	------------------	--	-----------------------

HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL

Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
----------	--------	----	-------------------------------------	------------------------------	-----------------------------	----------------	----------------	-----------------------------

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
------------	-----------	-------	----------	--------------	----------------	-----	-----	-------

TRAFFIC

Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. 3-1-14 Shiba, Minato-ku, Tokyo, 105-0014, Japan	81 3 3769 1716	81 3 3769 1717	Hiromi.Shiraishi@traffic.org
--------	-----------	----	-------------------	---------	---	----------------	----------------	------------------------------

INTERPRETERS

Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						

CCSBT SECRETARIAT

Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

議題
第 24 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
2017 年 10 月 9-12 日
インドネシア、ジョグジャカルタ

1. 開会
 - 1.1. 第 24 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
2. 事務局からの報告
3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー
 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告
5. 遵守委員会からの報告
6. 拡大科学委員会からの報告
7. 生態学的関連種作業部会からの報告
8. 総漁獲可能量及びその配分
 - 8.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量
 - 8.2. TAC の決定
 - 8.3. 調査死亡枠
 - 8.4. TAC の配分
9. CCSBT 戦略計画
 - 9.1. 2017 年の行動
 - 9.2. 2018 年の行動
10. CCSBT 漁業管理計画 (FMP) に関する検討
11. 協力的非加盟国
12. 非メンバーとの関係

13. Kobe プロセス
14. その他機関との活動
 - 14.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告
15. データ及び文書の機密性
 - 15.1. 2017 年の報告書お及び文書の機密性
16. 2018 年の会合
17. 第 25 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
18. その他の事項
19. 閉会
 - 19.1. 報告書の採択
 - 19.2. 閉会

文書リスト
第 24 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1710/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat (EC agenda item 2)
5. (Secretariat) Draft Revised 2017 Budget (EC agenda item 3)
6. (Secretariat) Draft 2018 and indicative 2019-2020 Budgets (Rev.1) (EC agenda item 3)
7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interactions (EC agenda item 4)
8. (Secretariat) Report from the Compliance Committee (EC agenda item 5)
9. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee (EC agenda item 6)
10. (Secretariat) Report from the Twelfth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group and consideration of Joint Tuna RFMO Ecosystems Based Fisheries Management Meetings (EC agenda item 7)
11. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation (EC agenda item 8)
12. (Secretariat) CCSBT Strategic Plan (EC agenda item 9)
13. (Secretariat) Cooperating Non-members (EC agenda item 11)
14. (Secretariat) Relationship with Non-members (EC agenda item 12)
15. (Secretariat) Kobe Process (EC agenda item 13)
16. (Secretariat) Activities with Other Organisations (EC agenda item 14)
17. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents (Rev.2) (EC agenda item 15)
18. (SC Chair) Presentation of the Report of the 22nd Meeting of the Scientific Committee incorporating the Extended Scientific Committee (EC agenda item 6)
19. (New Zealand) Proposal to revise the Resolution on Limited Carry-forward of Unfished Annual Total Allowable Catch (EC agenda item 5)
20. (Taiwan) Report from the CCSBT Observer (Chinese Taipei) on the 2017 Annual Meeting of the Inter-American Tropical Tuna Commission (Rev.1) (EC agenda item 14.1)
21. (European Union) European Union Self-Assessment of Fishing Capacity (Rev.1) (EC agenda item 9.1)
22. (Australia) Draft Resolution to Mitigate the Impact on Seabirds of Fishing for Southern Bluefin Tuna (EC agenda item 7)
23. (ERSWG Chair) Presentation of the Report of the 12th Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (EC agenda item 7)

24. (ERSWG Chair) Presentation of the Report of the Joint Meeting of tuna RFMOs on the Implementation of the Ecosystem Approach to Fisheries Management (EC agenda item 7)
25. (Australia) Report from the CCSBT Observer to the 35th Annual Meeting of the Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (EC agenda item 14.1)
26. (Japan) Report from the CCSBT Observer to the 20th Special Meeting of International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT) (EC agenda item 14.1)
27. (Korea) Report from the CCSBT Observer to the Thirteenth Regular Session of the Western and Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC) (EC agenda item 14.1)

(CCSBT-EC/1710/BGD)

1. (Secretariat) Quota Trading (*Previously* **CCSBT-EC/0610/10**) (EC agenda item 9)

(CCSBT-EC/1710/Info)

1. (TRAFFIC) The Southern Bluefin Tuna market in China (EC agenda item 8.1)

(CCSBT-EC/1710/Rep)

1. Report of the Twelfth Meeting of the Compliance Committee (October 2017)
2. Report of the Twenty-Second Meeting of the Scientific Committee (September 2017)
3. Report of the Eighth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (June 2017)
4. Report of The Twelfth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2017)
5. Report of the Twenty-Third Annual Meeting of the Commission (October 2016)
6. Report of the Eleventh Meeting of the Compliance Committee (October 2016)
7. Report of the Twenty First Meeting of the Scientific Committee (September 2016)
8. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2016)
9. Report of the Twenty Second Annual Meeting of the Commission (October 2015)
10. Report of the Tenth Meeting of the Compliance Committee (October 2015)
11. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)

(Documents to be discussed from the Compliance Committee Meeting)¹

(CCSBT-CC/1710/SBT Fisheries)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)

Philippines

(CCSBT-CC/1710/-)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (CC agenda item 2.1)
5. (CCSBT) Phase 2 combined - Quality Assurance Review On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Member Report: Fishing Entity of Taiwan (CC agenda items 2.2, 5.3)
6. (Secretariat) Operation of CCSBT Measures (CC agenda items 3, 4.2)
7. (Secretariat) CCSBT Draft IUU Vessel List (CC agenda item 3)
8. (Secretariat) Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (Rev.1) (CC agenda item 4.1)
9. (Secretariat) Consolidation and Revision of CCSBT's Two VMS Resolutions (CC agenda item 4.3)

¹ Documents from CC meeting which Members might want to discuss at the Extended Commission (EC) meeting. These documents will not be renumbered.

10. (Secretariat) A Comparison of CCSBT's Transshipment and Minimum Standards for Inspection in Port Resolutions (CC agenda item 4.4)
11. (Secretariat) CCSBT IUU Vessel List Resolution: Proposed Revisions (CC agenda item 4.5)
12. (Secretariat) Development of an Updated Three-Year Compliance Action Plan (2018 – 2020) (CC agenda item 5.1)
13. (Secretariat) Draft Revised Minimum Performance Requirements (Compliance Policy 1) (CC agenda item 5.2)
14. (CCSBT) Summary Report on the 2017 Quality Assurance Review Programme (CC agenda item 5.3)
15. (Secretariat) Proposed Revision to the Template for the Annual Report to Compliance Committee and Extended Commission (CC agenda item 5.4)
16. (Secretariat) Transshipment Memorandum of Cooperation (MoC) with the WCPFC (CC agenda item 5.5)
17. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with the International Monitoring, Control and Surveillance Network (IMCSN), the Tuna Compliance Network (TCN), and RFBs/ RFMOs (CC agenda item 5.6)
18. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity & Trade/ Emerging Markets (CC agenda item 6.1)
- ~~19. (New Zealand) Proposed Update to the Japanese Market Review (CC agenda item 6.1)~~

(CCSBT-CC/1710/BGD)

1. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2017 update (*Previously CCSBT-ESC/1708/25*) (CC agenda item 2.2)
2. (Australia) An update Review of Tuna Growth performance in Ranching and Farming Operations (*Previously CCSBT-ESC/1708/Info02*) (CC agenda item 2.2)
3. (Australia) Japan Market Update 2017 (*Previously CCSBT-ESC/1708/Info01*) (CC agenda item 2.2)

(CCSBT-CC/1710/Info)

1. (BirdLife International) Consideration of data fields for monitoring compliance with seabird bycatch mitigation measures as part of port inspection and transshipment monitoring (CC agenda item 4.4)
2. (Australia) Towards automating underwater measurement of fish length: a comparison of semi-automatic and manual stereo-video measurements (CC agenda item 2.2)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

おはようございます。

オーストラリア代表団を代表して、委員会議長のインドラ・ジャヤ教授の参加に感謝の意を表明いたします。また、我々を温かく歓迎し、この素晴らしい会場で会議を主催してくださったインドネシア政府に厚く御礼を申し上げます。私たちは、ここにこうしていただけることに喜びを感じるとともに、今年もまた皆さまとともに作業を進めていくことを楽しみにしております。

また私は、年間を通じた、また作業文書の作成や会合のスムーズな運営の確保など会合に向けて事務局が行ってきた作業について、事務局に対しても感謝の意を表明したいと思います。

オーストラリアは、先月に開催された直近の拡大科学委員会から、資源は継続的に再建していると考えられるとのポジティブなニュースがもたらされたことに留意しております。委員会による長年のハードワークが報われたものと思われ、これは満足できる結果であります。もちろん、我々は引き続き慎重であらねばなりません。オーストラリアの科学者は、我々に対し、強い加入が見られることと産卵親魚資源の再建とは別物であり、また両者は無関係である可能性があることを常に指摘しております。

来年は委員会にとって 25 回目の年次会合ということで、重要なマイルストーンとなります。委員会は、委員会としての形成期を過ぎ、より成熟した、かつ完全に機能する組織へと移行してまいりました。オーストラリアは、将来における委員会の作業とは、これまでに築いてきた確固たる基盤の上で、我々の管理取決めを統合し改善していくことであると考えております。

オーストラリアの観点では、将来における重要な課題とは、国レベルでの帰属漁獲量のさらなる考慮を確保していくこと、非メンバー漁獲量についてより良くこれを理解し対応していくこと、関連する地域漁業管理機関とのより強固な管理体制を形成していくこと、生態学的関連種の問題に関する説明責任にさらに応えていくこと、及び我々が唱えた目標を達成するための管理方式を継続していくよう確保することです。特に重要なのは、最も高い次元の科学的情報及び管理に関する情報をもたらすための正しいシステム及びプロセスであります。

私は、主催国であるインドネシア政府に対して改めて感謝申し上げるとともに、今週のみならず来年においても、全てのメンバーとともに建設的に作業を進めていくとのオーストラリアのコミットメントを繰り返し申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

欧州連合のオープニング・ステートメント

議長、代表団、御列席の皆様、

EU 代表団として、第 24 回 CCSBT 年次会合に出席できますことを非常に嬉しく思います。まず初めに、この歴史的な街で年次会合を主催していただき、また我々を温かく歓迎するとともに、委員会にこの施設を提供して下さったインドネシア政府に感謝を申し上げます。また、会合の準備を進めて下さった事務局にも感謝を申し上げます。

EU は、主要な漁業者であり、水産物の生産者であり、金額ベースでは世界最大の魚及び魚製品の輸入者であり、また世界最大級の魚の消費者であります。CCSBT においては、漁獲又は輸入のいずれについても、直接的な関心は限定的なものであります。そうではあるものの、私どもは、特に CCSBT における科学的な遵守の側面を支援し、また他の機関における我々の経験をここに共有することにより、みなみまぐろ資源の安定的な管理に貢献するとともに、まぐろ類 RFMO 間のよりよい統治及び一貫性を推進していきたいと考えております。

欧州連合は、全般的な科学的作業及び勧告、特に天然資源の持続的利用に向けた保存措置の採択を支援する科学委員会から受益することを期待しております。また EU は、この文脈において、CCSBT における遵守を確保及び支持することを強く約束するものであります。

私どもは、本年の会合において、オペレーティング・モデルに関する議論だけでなく、多くの決議案、特に海鳥類に関する SBT 漁業の影響を緩和するための措置、MCS 措置のアップデート、及び遵守委員会において検討されたその他の遵守上の問題について特に関心を持っております。

また私どもは、遵守行動計画を再検討することにより、委員会として CCSBT の遵守レベルの改善に寄与することができるものと確信しております。

最後に、私どもは、帰属 SBT 漁獲量に関してもよい議論ができるものと期待しております。

結びとなりますが、火曜日に首尾よく前向きな閉会を迎えることができるよう、今週、全ての CCSBT 締約国と建設的かつ協力的に作業を進めていく考えであることを強調させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、各国代表団、オブザーバー、御列席の皆様、おはようございます。

台湾代表団を代表して、この美しい都市ジョグジャカルタを会合の開催地を選んでくださった主催国インドネシアに感謝を申し上げます。私にとって、この街を訪れるのは初めてのことです。昨日のエクスカージョンは非常に素晴らしいものでした。私どもは皆、非常に楽しませていただきました。

また、完全なる会合文書や会議運営の準備に素晴らしい仕事をしてくださった事務局長のケネディ氏と事務局スタッフにも感謝を申し上げます。さらに、米国、バードライフ・インターナショナル、ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナル（HSI）及びトラフィックからのオブザーバーの皆様を歓迎いたします。

私たちは、2035年までに初期産卵親魚資源の20%という暫定再建目標を達成するSBT産卵親魚資源量を確保するため、2012年以降、全世界の総漁獲可能量（TAC）を設定するための管理方式を使用してきました。本年の拡大科学委員会が実施した全面的な資源評価の結果によれば、SBTの資源状態は引き続き低水準であって、初期産卵親魚資源量の13%と推定されておりますが、前回の資源評価以降改善してきております。加えて現在の予測結果は、暫定再建目標が想定よりも早く、次又はその次のクォータブロックの間に達成される可能性があることを示唆しております。私たちは、来年に新たなMPを開発しながら、資源再建目標についてもレビューしていく必要があります。

生態学的関連種に対するSBT漁業の影響、特に海鳥混獲緩和措置は、常に我々にとっての懸念材料であります。現時点において、関連するRFMOは、海鳥の偶発的混獲を削減するための混獲緩和措置の使用にかかる関連決議又は勧告を採択しております。私たちは、それらの措置を遵守するというコミットメントに完全に拘束されております。

最後に、SBT漁業の持続可能性に関する建設的な成果を得ることができるよう、今後数日間にわたって全てのメンバーと作業を進めていくことを楽しみにしております。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

御列席の皆様、

インドネシア政府を代表して、みなみまぐろ資源の持続的な管理という共通の関心を共有する各国代表団、オブザーバー、事業主、そして NGO の皆様を、第 24 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に謹んで歓迎申し上げます。また、2017 年 10 月 5 日から始った会合に参加された全ての代表団に感謝を申し上げます。インドネシアにおける特別な地域の一つ、ジョグジャカルタによるこそ。この地域は非常に独特で、豊かな文化を持ち、人類文明における歴史的な土地であります。

御列席の皆様、

ご承知のとおり、まぐろ漁業資源は重要な経済的価値を持つ一次産品であり、高度回遊性魚種であるというその特性上、多くに国によって漁獲利用がなされているものであります。

2016 年の世界漁業・養殖業白書 (SOFIA) を通じて FAO が公表した公式データによれば、全世界で約 770 万トンのまぐろ類が漁獲されております。同年、インドネシアは全漁獲量のうちほぼ 16% を漁獲いたしました。過去 5 年におけるインドネシアのまぐろ、かつお及びさば類の平均生産量は、年あたり 110 万トンに達しております。まぐろ、さらに言えばみなみまぐろの経済的価値は非常に高いものであり、持続可能な形で利用する必要がある重要な漁業となってきたことには疑いの余地がありません。

みなみまぐろの管理及び保存に関して言えば、CCSBT メンバー、協力的非加盟国及びその他全ての関係国による過去数年にわたるみなみまぐろ保存に向けた取組により、2020 年に SBT 資源の早期再建が達成されるとの推定結果が示唆されています。FAO 報告が示すように世界における他のまぐろ資源が現時点で「満限利用状態」(最大限漁獲されている状態)にあるか、又は「生物学的に持続可能でない水準」で漁獲されているという事実の中で、このことは我々に希望を与えてくれるものであります。これに関連して、先週に開催された遵守委員会会合が、科学的な新たな知見、データ及びモニタリングを改善するための技術、並びに SBT 製品のトレーサビリティを取り入れながら、他 RFMO によって実施されているまぐろ漁業の管理及び保存措置の国際的な枠組みに合わせる形で決議を改善することにいくらかのコンセンサスが得られたことを嬉しく思います。私どもは、このことがみなみまぐろの持続可能性の確保に関する我々のコミットメントを示す前向きなシグナルとなることを望むものであります。

御列席の皆様、

世界最大のまぐろ生産国の一つとして、インドネシアは、まぐろ漁業の管理に伴う複雑な問題など、新たに発生している数多くの問題に取り組んでいます。これらの問題を克服するため、インドネシアは、2015年以降、まぐろ、かつお及び浅海性まぐろ類の漁業管理計画に関するインドネシア共和国海洋漁業省令 107/KEPMEN-KP/2015 に規定された「まぐろ漁業管理計画」を実施しております。

まぐろ管理保存措置の遵守を改善するため、インドネシア共和国海洋漁業省は、IUU 漁業活動を排除するためのインドネシア製品トレーサビリティ制度をサポートするプログラム及び活動の実施に関する取組を継続しております。ご承知のとおり、我が政府は IUU 漁業との戦いに多大なる努力を払っております。近年、我々は IUU 漁業との戦いに関する大統領令の下に特別タスクフォース (Satgas 115) を設立しました。またインドネシアは、FAO によって全世界漁船記録の策定における優秀パートナーとして指定されており、Global Fishing Watch により統合される VMS データについても開放しております。IUU 漁業を根絶するための我々の真摯な努力は、これまで漁業犯罪によって利益を得てきた国からの妨害をよそに、違法漁業及び漁業犯罪が国際犯罪組織 (TOC) の一部として認識されるよう国際機関に働きかけることにも向けられております。

さらに、インドネシア共和国政府は、2016 年大統領令 43 号により寄港国措置協定 (PSMA) を批准いたしました。この批准を受けて、私どもは現在、IUU 漁業の防止及び戦いに関する港湾当局による監視を強化していくための措置として、寄港国措置協定の実施に関する基準及び手続きの策定を進めております。一方、我が政府は、時々 CCSBT に提出するデータの信頼性及び正確性を高めることができるよう、インドネシアにおける全てのデータベース及びモニタリング制度を統合することにもコミットしております。これにより、インドネシア政府がとってきた現実の行動が、まぐろ漁業の持続的管理を達成するための全世界の努力の結実に寄与することになると強く確信しております。

御列席の皆様、

私がこれまでに述べた我が国の努力は、強いコミットメントと、皆様とのパートナーシップがあって始めて実現できるものであることは明らかであります。このため私は、この拡大委員会会合が、適切な管理を通じてみなみまぐろの保存及び最適利用を確保するという CCSBT の目的を成功裏に達成することを謹んでご期待申し上げるものであります。私は、ともに措置を実施していく作業を通じて実りある成果を得ることができるよう祈念するとともに、**Bismillah Hirohmannirrohim**、「第 24 回みなみまぐろ保存委員会会合の開会を公式に宣言いたします」。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

おはようございます。日本代表団を代表して、議長ほか出席者の皆様にご挨拶申し上げます。

まず初めに、ここジョグジャカルタにて会議をホストして頂いたインドネシア政府に深甚なる感謝を表明したいと思います。

本年は5月に、インド洋まぐろ類委員会の年次会合の際にここに滞在しました。先月開催された拡大科学委員会、先週の遵守委員会も含め多くの会合がここで開催され、既に歴史あるこの古都に馴染みが深くなっている出席者も多いと思います。私もその一人です。

また、この会合の開催にあたり、多大なる尽力をされてきたケネディ事務局長を始めとする事務局スタッフの方々、いつも素晴らしい仕事をして下さる通訳の方々にも御礼申し上げます。

昨年の会合においては、全ての出席者が最大限努力した結果、2011年に合意された管理方式に基づき算定された次期 TAC と全体の配分に合意することができました。

本年の科学委員会においては、我々の暫定的な再建目標の達成に向けた明るい兆しが確認できました。我々は、資源評価の不確実性に細心の注意を払いつつ、遠くない将来にこれを現実のものにしなければなりません。

当然、我々にも未だ課題はあります。新たな管理方式の開発もその一つです。管理方式のもつ先進性、透明性を維持しながら、遺伝子標識放流という新たな試みを委員会の全てのメンバーの協力によって着実に軌道に乗せる必要があります。

さらに、何年も議論してきている各メンバーの未考慮漁獲量の問題、新たに情報が得られつつある非加盟国による IUU 漁業の問題についても解決していく必要があります。

最後に、全ての出席者による建設的な議論を通じて、この四日間の会議が CCSBT の将来の発展とみなみまぐろ資源の再建に向けた重要な一歩となることを祈念して、私の挨拶を終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ・コウトウ、テナ・コウトウ、テナ・コウトウ・カトア。ニヤ・ミヒ・ヌイ・キ・ア・コウトウ。（マオリ語で「皆さんこんにちは。皆さんのご多幸をお祈りします。」の意。）

ニュージーランドを代表して、まず始めに私どもをここに歓迎してくださり、またこの素晴らしい会場を用意してくださった主催国であるインドネシアに感謝を申し上げたいと思います。私どもは、ここで供される素晴らしい食事と、この会合をサポートしてくださっているスタッフの親しみやすさに圧倒されております。ありがとうございます。

また、事務局のメンバー、CCSBTの補助機関の議長の皆様にも、1年を通じたその作業に感謝を申し上げます。この会合を通じて皆様とともに作業を進めていくことを楽しみにしております。長年にわたって当委員会に尽力してくださり、今回が最後の会合となる拡大科学委員会議長に対しても、特に感謝を申し上げます。

冒頭に申し上げておきたい点と期待する点がたくさんあります。

私どもは、当委員会が採択した帰属漁獲量に関する方針について、メンバーによる最新の実施状況をお伺いするのを大なる関心を以て待ち望んでおります。ニュージーランドは、メンバーが有意義な形で全ての SBT 死亡量を考慮するというそれぞれのコミットメントを履行することに明確な期待を持っております。

私どもは、直近の拡大科学委員会の結果に勇気づけられたところであり、ESC 議長によるプレゼンテーションを楽しみにしております。また私は、「来る管理方式のレビューにおいて主要なパラメータの一つである『2035年までに産卵親魚資源量を 20% まで再建させる』という目標をより野心的なものとしていくべき」という昨年の見解を改めて示したいと思います。

私どもは、この会合において、様々な漁業で漁獲される SBT の利用を最適化することを目的とする提案を検討することとしております。この変更提案は、当委員会の繰越し規定を活用するメンバーにメリットをもたらす得るものであり、私どもとしては、このことが漁業の持続的利用に対するリスクとなることはないと考えております。

最後に、私どもは、本委員会において未だに解決されていない課題があり、これがいかにメンバー間のオープンかつ透明な意思疎通及び委員会全体の運用における障害となっているかについて、引き続き懸念を有しております。現時点で私が申し上げたいのは以上のようなことです。

ニュージーランドは、引き続き、CCSBTメンバーとしての我が国の役割にコミットしており、いつものとおり、委員会の目的を達成するために他の代表団とともに建設的な作業を行っていく所存です。

ありがとうございました。

大韓民国のオープニング・ステートメント

議長、代表団、御列席の皆様、おはようございます。

大韓民国代表団を代表して、この美しい都市ジョグジャカルタで第 24 回みなみまぐろ保存委員会年次会合を主催してくださり、また私たちを温かくもてなしてくださったインドネシア共和国に対して心より感謝を申し上げます。また、事務局長のロバート・ケネディ氏と事務局スタッフ、また現地主催者による本会合に向けた準備と支援にも感謝申し上げます。さらに、本委員会に向けて懸命に作業を進めてくださった補助機関の議長の皆様にも御礼を申し上げます。

議長、私は、大韓民国が、みなみまぐろ資源の持続的利用を確保するために CCSBT によって採択された保存管理措置を遵守することに堅くコミットしていることを改めて申し上げたいと思います。

本年は SBT 資源がよりポジティブな状況を見せており、また資源再建については 2011 年の MP の採択の際に設定されたよりも約 10 年も早く暫定再建目標に達することが示唆されたことは、私どもにとって非常に良いニュースであります。また、高い加入量と近年のはえ縄 CPUE の推定値が継続的にポジティブなトレンドを示しているとの情報もあり、これは相対的に強いコホートが漁業資源に参入しつつあることを示唆しています。MP は、未考慮漁獲量や未報告漁獲量その他に対する疑問を含む広範な不確実性に対して試験がなされてきており、頑健なものとして評価されています。

MCS に関しては、海洋水産部 (MOF) が電子報告システムの試験運用を経てこれを全面的に運用しており、韓国船籍の全遠洋漁船に適用されています。このシステムは、衛星ベースの通信機器を通じて、韓国の主権が及ばない水域で操業する船舶から、指定された監視・管理・取締り活動当局の陸上オフィスに向けて、漁獲努力量及び漁獲量を含む情報を提供するシステムであります。また MOF は、船員の福祉及び船上での安全性を改善するとともに、監視カメラによりリアルタイムで漁業操業をモニタリングすることを目的として、4 隻の漁船 (まき網漁船 1 隻、はえ縄漁船 3 隻) において、2016 年後半から電子モニタリングシステムの試験運用を実施しました。

議長、私どもは本年、議長のチェアマンシップの下に多くの重要な任務を課されています。まず一つ目は、例外的状況との関係を踏まえて 2018 年及び 2018-2020 年のクォータブロックの TAC を確認することです。二つ目は、近年の新たな情報や科学的な進展、及び ESC から提案された予算上の示唆を幅広く取り入れた新たな MP 開発作業計画について検討し、これを承認することです。最後の点は、暫定再建目標が当初設定したよりも早期に達成される

と予想されていることを踏まえ、再建目標と候補 MP の望ましい挙動に関する助言を検討することです。

終わりに、メンバー、協力的非加盟国及び関係者との協力をベースに、SBT 資源の保存及び持続的利用に向けた生産的かつ成功裏の成果を得ることを楽しみにしております。

南アフリカのオープニング・ステートメント

議長、

事務局長、

尊敬するメンバー、代表団及びオブザーバー、御列席の皆様。

南アフリカ共和国代表団を代表して、この美しい都市ジョグジャカルタで第24回みなみまぐろ保存委員会に付属する拡大委員会年次会合を主催して下さったインドネシア共和国政府に感謝を申し上げます。また、CCSBT事務局スタッフによる本会合の準備及び運営についても深く謝意を表します。最後に、通訳に対しても心より感謝申し上げます。

南アフリカは、みなみまぐろ（SBT）が回遊する数少ない国の一つであり、同魚種の最も生産力の高い漁場のうちの一部に近在しております。発展途上国である南アフリカは、自国のまぐろ関連漁業、特にみなみまぐろ漁業のさらなる発展に向けて、その地理的な位置及び利用可能なインフラの面で恵まれた状況にあります。

昨年、南アフリカは、CCSBT委員会に締約国としては初めて参加し、ご承知のとおり、南アフリカのSBT国別配分量は40トンから150トンに増加されました。また、2018-2020年漁期における我が国のSBT国別配分量について、150トンから450トンへとさらなる増加が認められたことに特に留意しております。

本年初頭、南アフリカは新たに、大型浮きはえ縄漁業セクターに対し、新たに59件の15年間の漁業権を割り当てたことに留意することは重要であります。私どもは、漁業権の割当に責任を有する当局が行った決定に関する控訴手続きを結審させるプロセスを進めております。

尊敬する代表団の皆様、南アフリカにとって、昨年はまぐろ資源の管理に関して活気に満ちた1年でありました。昨年、南アフリカは三つのまぐろ類RFMO（CCSBT、大西洋まぐろ類保存国際委員会、インド洋まぐろ類委員会）の締約国となっております。独立的な法律専門家が、南アフリカがメンバーとなっている様々なまぐろ類地域漁業管理機関によって採択された関連する保存措置に対応する南アフリカの漁業関係法令のレビューを行いました。私どもは現在、このレビュープロセスを通じて行われた勧告を取り入れるため、国内法の改正を進めております。

南アフリカは、この措置を通じてCCSBTによって採択された全ての保存管理措置を着実に実行するべく努力しており、過去数年に採択された関連措置に対する私どもの遵守が高まったことは当然であります。私どもは、関連する

全てのデータの報告を大幅に改善してきており、また本年の大型浮きはえ縄漁業セクターにおけるオブザーバーカバー率を 20% まで高めております。

議長、南アフリカは今や CCSBT のフルメンバーであり、SBT の国別配分量は増加し、SBT は南アフリカまぐろ漁業における有望な漁獲対象種となっていることから、SBT の漁獲枠配分制度が実施されております。管理制度の変更とデータ収集制度の改善により、現在は個別の SBT 割当量の監視及び管理が可能となりました。

私どもは、我々の調査能力と科学的な能力の強化を実現してきました。本年、南アフリカは、オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合と、第 22 回科学委員会に付属する拡大科学委員会会合に積極的に参加いたしました。我が国の優れた調査インフラと優れた人材を通じて、我々の SBT に関する理解を改善するために必要なデータの収集と分析に大きく貢献することができるはずです。

議長、前回の委員会会合で申し上げたとおり、南アフリカは我が国の SBT の配分制度を改善するべく引き続き努力してまいります。割当制度の改善を進めることで、よく管理された漁業業界は新たな雇用を生み出し、南アフリカの漁業者とその家族の生計の改善につながっていくでしょう。

議長、私は、第 24 回 CCSBT 拡大委員会年次会合が建設的に実りある議論を行い、相互尊重と公正性、並びに全員及び将来の世代の利益のために SBT 個体群を持続的に管理していくという意思によって導かれた良い結論を得ることができるかと確信しております。

ありがとうございました。

アメリカ合衆国のオープニング・ステートメント

まず始めに米国として、素晴らしい準備と会議設備で第 24 回 CCSBT 委員会年次会合を主催してくださったインドネシアに感謝を申し上げます。また、事務局によるいつも通りの優れた会議及び文書の準備にも感謝いたします。

米国は、2017 年の年次会合に参加するよう委員会から御招待いただいたことに御礼申し上げます。私どもは、特に CDS プログラムにおいて CCSBT との協力を継続していくことをお約束いたします。私どもは、CDS の改正と、電子 CDS の開発に向けた努力について関心をもって注視しております。第 12 回遵守委員会会合でご報告したとおり、米国は、SBT の輸入データの提供を通じて CDS に引き続き協力してまいる所存です。本年、米国は、高度回遊性魚種の貿易データに関する包括的なレビューを行いました。この取組を通じて、私どもは、2016 年から追加的な CDS データを収集及び提出するとともに、SBT の輸入に関して誤って記載される可能性が高い輸入コードを特定することができるようになっております。NOAA は、このレビューの結果に基づき、指導及び対象を絞った取締り活動に取り組んでまいります。さらに米国は、2016 年 9 月 20 日から、米国の輸入業者に対し、単一の電子インターフェイスである米国国際貿易データシステムを通じて CDS 文書の写しを含む全ての輸入データを提出するよう義務付けました。このことにより、適時的な CDS データの収集がさらに改善されるはずです。

米国は、SBT 個体群の再建に向けた CCSBT の努力を称賛いたします。私どもは、メンバーに対し、管理方式の適用を通じてこの進捗を継続していくよう奨励いたします。非メンバーによる IUU 活動を全面的に考慮することは、継続的な SBT 個体群の改善を確保する上で必要不可欠であります。また米国は、CCSBT に対し、法的拘束力のある海鳥類の混獲緩和措置の採択を含め、ERS 個体群の保存のための適切な行動をとるよう求めます。また CCSBT は、Kobe プロセスを通じて勧告された措置を含めた MCS のベストプラクティスを採択及び実施するため、引き続き作業していかなければなりません。

改めて、委員会年次会合への参加についての米国に対する親切な御招待に感謝を申し上げます。将来の米国と CCSBT との協力強化に向けて引き続き努力していくことを楽しみにしております。

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナルの オープニング・ステートメント

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナルとして、重要な決定を行う場にオブザーバーとして参加する機会をくださった拡大委員会に対して改めて御礼を申し上げます。HSIは、みなみまぐろ（SBT）の対象資源が強い加入を受けて再建しつつあるとの良いニュースを歓迎いたします。しかしながら、他 RFMO の許可漁船による無報告や無規制といった IUU 漁業、過剰な海鳥の死亡など、SBT の漁獲量を増加させる前に解決しておく必要がある重要な問題について検討しなければなりません。より野心的な資源再建目標を設定すること、また SBT のはえ縄漁獲量を 2 トン増加させるごとに 1 羽のアホウドリが死亡するという経験則を思い起こすことが極めて重要であります。

実際、HSI は、まぐろ類 RFMO、特にこの CCSBT のメンバーからまぐろの漁獲を許可された表層はえ縄漁船により、危険なまでに多数のアホウドリ類やミズナギドリ類が引き続き死亡しているとの悪いニュースを懸念しております。高緯度域において SBT とアホウドリ類の分布域が重複していることを踏まえれば、CCSBT のメンバー国が、それぞれが許可したまぐろはえ縄漁船によって引き起こされる海鳥の死亡の責任から免れることは不可能であります。

アホウドリ類及びミズナギドリ類の保存に関する協定（ACAP）の海鳥専門家によるアホウドリ類及びミズナギドリ類の個体群サイズに関する直近のトレンド評価では、暗澹たる結果が示されています。評価対象となった 31 個体群のうち 21 個体群は減少傾向にあり、そのほとんどにおいてまぐろはえ縄漁業にその原因があります。ACAP は、2015 年に、アホウドリ類及びミズナギドリ類の 20 個体群をよりよく保護するために優先度の高い保存行動が求められる場合に責任を持つべき機関として CCSBT を特定しました。そのような行動はまだ決定されておられません。

アホウドリ類やミズナギドリ類が営巣する島に生息する野生動物もまた問題ではあるものの、近年、保存意識の高い沿岸国は、こうした問題に対処するために年間数千万ドルを投資しており、また撲滅プログラムのようなその他の陸上プログラムも完了または実施中であります。こうした称賛すべき管理努力のための技術的及び財政的リソースは、保存機関と市民社会の両方に由来するものです。まぐろ漁業者も漁業機関も、この努力に足並みを揃える時です。

私たちは、まぐろ RFMO メンバー国が許可し、また管理していると主張している漁業によって受け入れがたいほどに多数の海鳥類及びミズナギドリ類が死亡することを防止するための適時的かつ効果的な行動を起こすよう合意す

ることについて、特に **CCSBT** においてメンバー国による頑固な拒絶に直面しています。何かが変わらなければ、この失敗のためにまぐろ類 **RFMO** は国際的な正当性を失うこととなるでしょう。

昨年、**CCSBT** メンバーは、他の四つのまぐろ類 **RFMO** による海鳥死亡緩和措置の発効にもかかわらず、海鳥の死亡数は減るどころか増加しているという、それぞれの国別報告書が示した証拠を突き付けられることとなりました。メンバーは、**CCSBT** が他 **RFMO** に勧告できるような混獲緩和措置の改善方法があるかどうかについて助言を行うよう生態学的関連種作業部会に要請する形で対応しました。このことは一つの進展であり、**HSI** は喜んでこれを支持いたしました。

ERSWG は、ハイリスクな高緯度水域において、許可 **SBT** はえ縄漁船が操業する際、(i) 適切な荷重枝縄の使用、(ii) 投縄を夜間に限定すること、(iii) 吹き流し装置／トリラインの使用という三つの混獲緩和措置全ての使用を義務付けることという **ACAP** ベストプラクティス助言に「留意する」のみにとどまりました。

それどころか、私たちの前には、トリラインの携帯のみを義務付け、他の混獲緩和措置は引き続き任意の措置と見なすとの提案がなされています。任意の措置では機能しないことが証明されているにもかかわらずです。提案されている措置は、(i) 既存の措置が機能しないことを認識していない点、(ii) 国際的なコミュニティから専門家集団として認知されている **ACAP** からの助言を反映していない点、及び (iii) **CCSBT** と **CCAMLR** では加盟国が重複しているにもかかわらず、海鳥の死亡をほぼゼロにまで管理することに成功した **CCAMP** の成功を完全に無視している点で、冷笑に値するものです。

HSI が拡大委員会の今次会合に対して望むことは、**ERSWG** 報告書において (i) 高リスク海域においては **ACAP** ベスト・プラクティス助言による勧告のとおり適切に荷重したはえ縄の使用を義務付けること、(ii) 投縄が夜間のみとするよう義務付けること、及び代替的な措置ではなく補完的な措置として (iii) 適切に設計及び設置された吹き流し装置／トリラインの使用を義務付けることとして留意されたとおり、**ACAP** ベスト・プラクティス助言に沿った海鳥混獲緩和措置を採択することです。

さらに **HSI** は、昨年の決定とその後の **ERSWG** の報告に沿って、拡大委員会から他の4つのまぐろ類 **RFMO** に対し、**ACAP** ベスト・プラクティス助言に沿ったものとするよう確保するべくそれぞれの海鳥混獲緩和措置を改良するよう勧告することを求めます。

漁業行政官が海鳥死亡の緩和に対する責任を真剣に捉えているかどうかを試すポイントは、これまでと変わらず、適切な荷重枝縄の使用を義務付けているかどうか、及び措置の遵守及び有効性を確保するに十分な報告及び検査要件を備えているかどうか、であります。

議長、メンバーの皆様、お時間をいただきありがとうございました。

トラフィック及び WWF のオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

トラフィック及び WWF として、拡大委員会会合及びその他補助機関の会合にオブザーバーとして参加する機会をくださった委員会に対して感謝を申し上げます。本会合を主催してくださったインドネシア、及び会合開催の準備をくださった事務局にも感謝いたします。私どもは、この重要な審議の場に貢献できますことを楽しみにしております。

トラフィック及び WWF は、みなみまぐろ (SBT) 資源が高い加入量の兆候を示していることを歓迎いたします。しかし、私どもは、長期的な再建目標、未考慮死亡量やメンバーによる遵守状況など、まだ問題は残されているものと考えており、この会合においてこれらに対応されることを期待しております。

近年、年間の総漁獲可能量 (TAC) が増加されてきている一方で、資源量は初期産卵親魚資源量の約 13% と未だ極めて低い水準にあることが推定されており、生物学的に安全と考えられる水準を大きく下回っています。私どもは、委員会に対し、オペレーティング・モデルに影響を及ぼす不確実性とデータのギャップを最小化し、再建目標の達成確率を高めるために緊急的に作業を行うよう要請いたします。

科学委員会は 2035 年よりも早く暫定再建目標を達成する可能性について言及しておりますが、私どもは、委員会に対し、予防的アプローチを念頭に置いて行動するよう奨励いたします。特に、資源再建前後の管理方式について検討するにあたり、私どもは委員会に対し、可能な限り速やかに暫定再建目標を達成するための新たな管理方式を開発するよう要請いたします。また、最大持続生産量 (MSY) を達成する形で漁業を管理することができるよう、SBT 資源の再建に関する長期的かつ生物学的に安全な資源目標とその道行きについて定義するよう要請いたします。

私どもは、委員会に対し、SBT 管理の究極目標は MSY を達成する生物量水準まで SBT 資源を再建することであるとして、2010 年の戦略・漁業管理作業部会が述べたことをリマインドいたします。SBT の全世界の TAC が 1993 年の CCSBT 設立以降最も高い水準に達していることを踏まえれば、委員会が SBT 管理における次のフェイズに移行していくのに適した時期であります。

メンバーによる過少報告や非メンバーによる漁獲及び投棄の可能性に関連して、未考慮漁獲量は引き続き極めて重要な問題であります。私どもは、帰属漁獲量に関する共通の定義が 2018 漁期年から完全に実施される予定であることを歓迎いたします。トラフィック及び WWF は、メンバーに対し、帰属漁

獲量の推定値が未考慮漁獲量を推定する上で十分包括的であるかどうか、またこれに対する CCSBT メンバーの取組の精度を確認することができるよう、帰属漁獲量に関する情報を共有するよう求めます。非メンバーによる混獲の重要性を理解する上でも大きな助けとなるでしょう。

科学委員会が述べているように、私どもは、SBT のあらゆる未考慮死亡要因を定量化し、この問題に対して必要な行動を起こすことが急務であると考えております。トラフィック及び WWF は、委員会に対し、この問題を優先度の高いものとして位置づけ、全ての未考慮死亡要因の推定値を定量化するためにあらゆる措置をとるよう要請いたします。委員会がこうした推定値を定量化することができない場合、私どもは、委員会に対し、より予防的に、非メンバーによる IUU 漁獲量として現在考慮している 306 トンよりも多くの数量を留保するよう求めます。同時に、私どもは、委員会に対し、他の地域漁業管理官 (RFMO) 及びそのメンバー国に対し、SBT の死亡量に関する情報及びデータの提出に協力を求めるよう勧奨いたします。

CCSBT メンバーは、漁獲と貿易の両方にかかる委員会の規則の遵守を確保しなければなりません。私どもは、委員会に対し、情報の一貫性を評価するために、CCSBT 漁獲証明制度 (CDS) から得られた漁獲量及び貿易データ記録を、FAO 漁獲量年報、国連コムトレード及び税関データと突合することを奨励いたします。また私どもは、委員会に対し、透明性の改善と貿易関係の問題への対応のため、文書及び報告書を公表するよう奨励いたします。

生態学的関連種 (ERS) に関して、私どもは、委員会に対し、SBT 漁業における混獲としてどのサメ種及びエイ種が漁獲されるのか、またそれぞれの死亡量について明らかにするよう奨励いたします。ERS 作業部会は SBT 漁業で混獲されるサメ類について特段の懸念は表明していないものの、私どもとしては、委員会に対し、関連データを収集し、科学委員会及び ERS 作業部会に対し、影響をうけるサメ種及びエイ種の調査及び管理の優先度について検討するよう指示することを求めます。

管理措置の遵守及び ERS 関連情報の収集を確保する上で、科学オブザーバーは重要な役割を果たしております。私どもは、一部メンバーのオブザーバーカバー率が、CCSBT 科学オブザーバー計画規範において同意された漁獲量及び漁獲努力量の 10% というカバー率目標を達成していないことを懸念しております。私どもは、委員会に対し、メンバーがこうした規範を遵守するよう確保すること、及び必要に応じて規範を改正することにより SBT 漁業におけるオブザーバーの安全と無事を確保するよう検討することを奨励いたします。また、若齢魚の増加に関して、私どもは、委員会に対し、はえ縄漁船に対するオブザーバーカバー率の増加やステレオビデオモニタリングに関するベストプラクティスの実施等々により、SBT 漁業のモニタリングを強化するよう勧奨いたします。

トラフィック及び WWF は、メンバーに対し、 SBT とその他の ERS、特にサメ類、海鳥類及びウミガメ類の効果的な保存のため、切迫感をもって必要な決定を下すよう勧奨いたします。

最後に、私ども全員が議論に参加し、もって CCSBT のプロセスがオープンかつ透明なものとなるよう確保するため、コミッショナーの皆様に対し、委員会の全体会合を今週の議論及び決定の場としていただくよう要請いたします。

議長、ありがとうございました。

財政運営委員会報告書

ドミニク・ヴァリエー氏（ニュージーランド）が財政運営委員会（FAC）の議長を務めることが合意された。FACに課された任務は以下の議題のとおりである。

- 2017年予算の改訂
- 2018年予算案
- 2019年及び2020年の仮予算

2017年予算の改訂

事務局長は、CCSBT-EC/1710/05に取りまとめた2017年改訂予算の概要を説明した。改訂された点は、2017年8月31日時点における実際の収入額及び支出額、並びに当年の残りの期間における収入及び支出見込額である。

事務局長は、FACに対し、37,400ドルのさらなる費用削減案を示した。これらの削減額を含む2017年の総支出額は2,840,810ドルと見込まれており、計上されていた予算額よりも5.1%低くなっている。これらの費用削減は、投資利息がやや高かったことにより、預金からの引出額を予定よりも小さくすることができたことによるものである。また事務局長は、オーストラリア、欧州連合、インドネシア、ニュージーランド及びCSIROによる任意拠出及び現物出資に留意したいと述べた。

FACメンバーは、委員会が直面している予算上の制約を踏まえ、事務局による費用削減の努力に対して感謝した。

事務局長は、2017年改訂予算案のうち、当初予算額から大幅な変更があった個別事項（以下のとおり）について詳細な説明を行った。

- オーストラリアドルの為替相場が高かったことによる、旅費及び事務局スタッフに関する費用の削減
- 拡大科学委員会に関する会議機器費用の増加
- 科学航空目視調査における航空機チャーター費用の節約による、CSIROからの87,560ドルの払い戻し
- これまで認められていたオーストラリア物品サービス税（GST）の免除の対象外とするとのオーストラリア国税局（ATO）の判断による、調査計画関連費用（103,000ドル）及び事務所管理・保険費用（14,000ドル）の10%の増加

FACメンバーからの質問に対し、事務局長は、これまでCCSBTはGSTの支払い免除の対象と見なされてきたことを明確化した。しかしながら、ATOは事務局に対し、1996年みなみまぐろ保存委員会（特権及び免除）規則に基づく免税措置は、サービスに対するGST、又は200ドル未満の物品に対するGSTには適用されるものではなかったとした。委員会本部協定はオーストラリアでGSTが導入される以前に発効したものであるため、本部協定の免除規定の中にGSTは掲げられていない。FACメンバーは、この判断による財政的な影響、及び資源管理目標の達成に向けた委員会の能力にも影響を及ぼす可能性があることに対する懸念を表明した。一部のメンバーは、国際機関を誘致することに伴う責任について留意するとともに、事務局及びオーストラリアの両者に対し、この状況を是正するための措置をとるよう勧奨した。

オーストラリアは、FACに対し、この問題の解決は優先度の高い問題であり、解決に向けた取組を既に開始していることを述べた。

FACは、実施された予算関連作業について事務局長に感謝した。

FACは拡大委員会に対し、別添Aの2017年予算に留意するよう勧告する。

2018年予算案

FACは、CCSBT-EC/1710/06に取りまとめられた2018年予算案（ESCの3年間の作業計画を含むCCSBTの通常業務に関する予算措置を含む）について検討した。予算案では、事前にメンバーに対して回章された暫定予算案よりも支出額が61,700ドル多くなっている。この支出増加分は主に、ESCがその会合において追加的なリソースを要請した近縁遺伝子の特定及びデータ交換に関する増加分に依るものであった。

また、全体会議におけるコメントを反映するため、FACメンバーは、2018年に戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）会合を開催するための予算的オプションについても検討するよう要請された。FACメンバーは、予算案における支出額の上限の範囲内に留める意向を示し、基本的には他費目の節約によりSFMWG会合にかかる予算措置を行うことを試みた。

CCSBTによる費用負担なしに会場が提供されることを前提とし、及び事務局スタッフ及び／又は通訳の所在地から近いことを基本とすると、キャンベラ及び東京の両都市がSFMWGの開催地候補となり得ることが提案された。オーストラリアは、キャンベラで開催される会合については会場を提供できることを確認した。

FACは、次回SFMWG会合の議長に関する取決めにかかる議論はまだ行われていないものの、過去のSFMWG会合では主催国が議長を立てていたことに留意した。議長を立てるメンバー国が議長に関連する費用を負担するとの理解の下、次回SFMWG議長に関する予算は計上されなかった。

SFMWG にかかる追加的費用を相殺するのに十分な節約額を確保するため、FAC は、退職する独立科学諮問パネルメンバーから業務を引き継ぐ追加メンバーに関する ESC の要請を否決した。FAC は、ESC 議長が次回 OMMP 会合に参加するための追加的な予算措置に関する要請についても否決した。またニュージーランドは、前年に続き、独立科学諮問パネルに対する技術コンサルタントにかかる費用の一部を支援することに合意した。また FAC は、生態系ベースの漁業管理ワークショップについて、参加者はメンバー国から推薦されること、食卓料及び旅費に関する費用は不要であることを踏まえ、CCSBT の代表者による同会合への参加に関連する支出を否決した。

また EU は、EU による遺伝子標識放流プロジェクトに対する任意拠出は科学調査に関する予算措置が特に大きな負担である場合にこれを実行できるようになされたものであるが、これらの拠出金は通常の委員会による予算措置に代わるものとして見られるべきではないと述べた。EU は、2018 年に遺伝子標識放流計画のための拠出を行う予定であり、それ以降もその他の重要なプロジェクトのための委員会への資金拠出を引き続き検討していくと述べた。

FAC は、拡大委員会に対し、本報告書別添 B の 2018 年予算案を承認するよう勧告する。

2019 年及び 2020 年の仮予算

また FAC は、次年度予算後の 2 年間の仮予算についても検討するよう要請された。FAC メンバーは、仮予算について精査し、考え得る節約の可能性について確認した。

南アフリカは、会場借料及びケータリング費用を負担するとした同国の以前のコミットメントを拡大し、拡大科学委員会についてもカバーする意向であると述べた。この変更により、2019 年仮予算において約 40,000 ドルが節約された。メンバーは、南アフリカによる寛容な追加拠出に対して感謝した。

事務局長は、2019 年及び 2020 年の仮予算において相当の追加支出となる二つの会合について特に説明した。これらの会合は、2019 年の MP 協議会合と、2020 年の MP 臨時会合である。

これら二つの会合に関して、FAC は、これらを開催する方向で進めることができるよう、2018 年における預金からの引出し額を限定するよう勧告した。FAC は、効果的な費用配分を行うことができるよう、ESC に対し、ESC 23 において両会合の必要性及び目的について確認するよう要請した。

FAC は、拡大委員会に対し、2019 年及び 2020 年の仮予算に対する変更案に留意するよう勧告した。

GENERAL BUDGET - 2017

INCOME	2017 APPROVED BUDGET	2017 REVISED BUDGET	% Variation
Contributions from Members	\$2,283,703	\$2,283,703	0.0%
Japan	\$669,146	\$669,146	
Australia	\$669,146	\$669,146	
New Zealand	\$188,641	\$188,641	
Korea	\$203,061	\$203,061	
Fishing Entity of Taiwan	\$203,061	\$203,061	
Indonesia	\$162,890	\$162,890	
European Union	\$86,669	\$86,669	
South Africa	\$101,089	\$101,089	
Staff Assessment Levy	\$101,600	\$102,147	0.5%
Carryover from previous year	\$13,708	\$13,708	0.0%
Voluntary contributions from Members¹	\$284,589	\$280,388	-1.5%
Withdrawal from savings	\$283,000	\$122,980	-56.5%
Interest on investments²	\$28,000	\$37,885	35.3%
TOTAL GROSS INCOME	\$2,994,600	\$2,840,810	-5.1%

¹ The voluntary contributions in 2017 comprised \$175,000 for the Pilot Gene Tagging Project from Australia, and ~\$105,388 (80,000 euros) for Long-Term Gene Tagging from the European Union (EU). The listed payment from the EU is the maximum payment subject to invoices at the end of the project.

² Interest on investments does not include interest earned from the staff liability fund (which was estimated to be \$4,058 in 2017).

EXPENDITURE	2017 APPROVED BUDGET	2017 Expenditure to date	Forecast Remaining Expenditure³	2017 REVISED BUDGET	% variation
ANNUAL MEETINGS - (EC)(CC)	\$147,600	\$40,890.12	\$84,400	125,290	-15.1
Independent chairs	\$45,200	12,510	29,200	41,710	-7.7
Interpretation costs	\$59,700	12,532	41,600	54,132	-9.3
Hire of venue & catering ⁴	\$0	0	0	0	-
Hire of equipment ⁴	\$2,500	0	2,500	2,500	0.0
Translation/of meeting documents	\$10,000	0	0	0	-100.0
Secretariat expenses	\$30,200	15,848	11,100	26,948	-10.8
EXTENDED SCIENTIFIC COMMITTEE	\$208,000	\$108,937.36	\$79,500	188,437	-9.4
Interpretation costs	\$51,600	15,493	27,100	42,593	-17.5
Hire of venue & catering	\$14,500	9,461	7,300	16,761	15.6
Hire of equipment	\$14,700	25,303	1,600	26,903	83.0
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$104,700	40,240	42,600	82,840	-20.9
Translation of meeting documents	\$1,000	0	0	0	-100.0
Secretariat expenses	\$21,500	18,440	900	19,340	-10.0
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$192,000	\$121,283.51	\$5,200	126,484	-34.1
Ecologically Related Species WG Meeting	\$117,900	94,520	0	94,520	-19.8
OMMP Technical Meeting (5 day, intersessional) ⁵	\$58,400	25,330	0	25,330	-56.6
OMMP Technical Meeting (1 day, prior to ESC)	\$15,700	1,433	5,200	6,633	-57.7
SCIENCE PROGRAM	\$1,134,000	\$716,241.93	\$432,074	1,133,173	-0.1
Operating Model/Management Strategy Development	\$7,700	\$745	1,100	1,845	-76.0
Development of the CPUE series	\$3,600	\$81	2,000	2,081	-42.2
Tagging program coordination	\$1,000	\$0	1,000	1,000	0.0
Scientific Aerial Survey ⁶	\$454,500	\$366,873	36,694	403,567	-11.2
Pilot Gene Tagging Project ^{1,7}	\$204,000	\$36,000	188,400	224,400	10.0
Long-Term Gene Tagging Project ^{1,8}	\$340,000	\$240,000	134,000	374,000	10.0
Close-kin genetics ⁹	\$70,000	\$35,000	42,000	77,000	10.0
Aging Indonesian Otoliths	\$44,800	\$22,400	26,880	49,280	10.0
Participation of ERSWG Chair in joint tRFMO ByCatch WG	\$8,400	\$0	0	0	-100.0
SPECIAL PROJECTS	\$45,000	\$15,143	20,600	35,743	-20.6
Quality Assurance Review	\$33,600	\$14,175	19,500	33,675	0.2
Website enhancements	\$1,400	\$968	1,100	2,068	47.7
Compliance assistance	\$10,000	\$0	0	0	-100.0
SECRETARIAT COSTS	\$1,122,800	\$696,728.78	\$381,000	1,077,729	-4.0
Secretariat staff costs	\$748,200	\$472,414	249,600	722,014	-3.5
Staff assessment levy	\$101,600	\$67,447	34,700	102,147	0.5
Employer social security	\$138,200	\$76,603	47,100	123,703	-10.5
Insurance -worker's comp/travel/contents	\$13,000	\$9,533	3,800	13,333	2.6
Travel/transport	\$25,500	\$6,419	13,700	20,119	-21.1
Translation of meeting reports	\$29,000	\$0	29,000	29,000	0.0
Training	\$2,000	\$1,247	800	2,047	2.4
Home leave allowance	\$2,000	\$0	2,000	2,000	0.0
Other employment expenses	\$3,200	\$1,384	300	1,684	-47.4
Recruitment expenses	\$0	\$1,582	0	1,582	-
Staff liability fund (accumulating)	\$60,100	\$60,100	0	60,100	0.0

OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$145,200	\$110,654.55	\$43,300	153,955	6.0
Office lease and storage	\$61,900	\$51,451	16,100	67,551	9.1
Office costs	\$70,500	\$51,982	20,400	72,382	2.7
Provision for new/replacement assets	\$6,500	\$3,500	3,000	6,500	0.0
Telephone/communications	\$6,300	\$3,722	3,800	7,522	19.4
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,994,600	1,794,736	1,046,074	2,840,810	-5.1

³ These estimates are rounded up to the nearest \$100.

⁴ Indonesia is the host Member and has paid venue hire, catering and equipment hire directly to the venue.

⁵ New Zealand paid the full costs for participation by the technical consultant for this meeting, thus reducing the cost to the CCSBT.

⁶ CSIRO is providing an "In-kind" co-contribution to this project of \$113,608.

⁷ CSIRO is providing an "In-kind" contribution to this project of up to \$273,000 for 2016 and 2017 combined.

⁸ CSIRO is providing an "In-kind" contribution to this project of \$100,000.

⁹ CSIRO is providing an "In-kind" contribution to this project of up to \$29,961.

DRAFT GENERAL BUDGET for 2018

	APPROVED 2017 BUDGET	REVISED 2017 BUDGET	APPROVED 2018 BUDGET
INCOME			
Contributions from members	\$2,283,703	\$2,283,703	\$2,506,089
Japan	\$669,146	\$669,146	\$717,862
Australia	\$669,146	\$669,146	\$717,862
New Zealand	\$188,641	\$188,641	\$204,081
Korea	\$203,061	\$203,061	\$219,514
Fishing Entity of Taiwan	\$203,061	\$203,061	\$219,514
Indonesia	\$162,890	\$162,890	\$195,378
European Union	\$86,669	\$86,669	\$95,092
South Africa	\$101,089	\$101,089	\$136,785
Staff Assessment Levy	\$101,600	\$102,147	\$109,300
Carryover from previous year	\$13,708	\$13,708	\$0
Voluntary contributions from Members¹	\$284,589	\$280,388	\$105,388
Voluntary contributions to meeting costs²	\$0	\$0	\$158,230
Withdrawal from savings	\$283,000	\$122,980	\$17,000
Interest on investments³	\$28,000	\$37,885	\$19,000
TOTAL GROSS INCOME	\$2,994,600	\$2,840,810	\$2,915,006

¹ The voluntary contributions in 2017 comprised \$175,000 for the Pilot Gene Tagging Project from Australia, and \$105,386 (80,000 euros) for Long-Term Gene Tagging from the European Union (EU). The listed payment from the EU is the maximum payment subject to invoices at the end of the project. The voluntary contribution for 2018 is another planned contribution of 80,000 euros from the EU (subject to approval of the EU's 2018 relevant budget).

² The voluntary contributions to meeting costs for 2018 is for a grant that the European Union plans to provide (subject to approval of the EU's 2018 relevant budget) for the meetings it is hosting.

³ Interest on investments does not include interest earned from the staff liability fund (which was estimated to be \$4,058 in 2017).

EXPENDITURE	APPROVED 2017 BUDGET	REVISED 2017 BUDGET	APPROVED 2018 BUDGET
ANNUAL MEETING - (CC/EC/CCSBT)	\$147,600	\$125,290	\$218,900
Independent chairs	\$45,200	\$41,710	\$27,900
Interpretation costs	\$59,700	\$54,132	\$55,300
Hire of venue & catering ^{2,4}	\$0	\$0	\$63,800
Hire of equipment ^{2,4}	\$2,500	\$2,500	\$33,800
Translation of meeting documents	\$10,000	\$0	\$10,000
Secretariat expenses	\$30,200	\$26,948	\$28,100
SC/ESC Meeting	\$208,000	\$188,437	\$281,600
Interpretation costs	\$51,600	\$42,593	\$68,000
Hire of venue & catering ^{2,4}	\$14,500	\$16,761	\$36,700
Hire of equipment ^{2,4}	\$14,700	\$26,903	\$21,300
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$104,700	\$82,840	\$105,200
Translation of meeting documents	\$1,000	\$0	\$1,000
Secretariat expenses	\$21,500	\$19,340	\$49,400
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$192,000	\$126,484	\$116,606
Ecologically Related Species WG Meeting	\$117,900	\$94,520	\$0
Strategy and Fisheries Management WG Meeting	\$0	\$0	\$59,306
OMMP Technical Meeting (5 day, intersessional) ⁵	\$58,400	\$25,330	\$42,300
OMMP Technical Meeting (1 day, prior to ESC) ^{2,4}	\$15,700	\$6,633	\$15,000
MP Consultation (1.5 day Special EC meeting after ESC)	\$0	\$0	\$0
Contingency meeting (5 day ESC and/or EC)	\$0	\$0	\$0
SCIENCE PROGRAM	\$1,134,000	\$1,133,173	\$949,600
Intersessional OM/MP Maintenance & Development	\$7,700	\$1,845	\$7,200
Development of the CPUE series	\$3,600	\$2,081	\$3,400
Tagging program coordination	\$1,000	\$1,000	\$1,000
Scientific Aerial Survey ⁶	\$454,500	\$403,567	\$0
Pilot Gene Tagging Project ^{1,7}	\$204,000	\$224,400	\$0
Long-Term Gene Tagging Project ^{1,8}	\$340,000	\$374,000	\$770,000
Close-kin sampling, DNA extraction & sequencing ⁹	\$70,000	\$77,000	\$79,200
Close-kin identification & exchange (POP & HSP) ¹⁰	\$0	\$0	\$33,000
Sampling and aging of Indonesian Otoliths	\$44,800	\$49,280	\$52,800
Maturity study	\$0	\$0	\$0
Participation of ERSWG Chair in tRFMO WG meetings	\$8,400	\$0	\$3,000
SPECIAL PROJECTS	\$45,000	\$35,743	\$62,600
Quality Assurance Review	\$33,600	\$33,675	\$52,600
Website enhancements	\$1,400	\$2,068	\$0
Compliance assistance	\$10,000	\$0	\$10,000

EXPENDITURE	APPROVED 2017 BUDGET	REVISED 2017 BUDGET	APPROVED 2018 BUDGET
SECRETARIAT COSTS	\$1,122,800	\$1,077,729	\$1,109,800
Secretariat staff costs	\$748,200	\$722,014	\$726,100
Staff assessment levy	\$101,600	\$102,147	\$109,300
Employer social security	\$138,200	\$123,703	\$137,900
Insurance -worker's compensation/ travel/contents	\$13,000	\$13,333	\$14,400
Travel/transport	\$25,500	\$20,119	\$35,200
Translation of meeting reports	\$29,000	\$29,000	\$21,500
Training	\$2,000	\$2,047	\$2,000
Home leave allowance	\$2,000	\$2,000	\$8,600
Other employment expense	\$3,200	\$1,684	\$2,300
Recruitment expenses	\$0	\$1,582	\$0
Staff liability fund (accumulating)	\$60,100	\$60,100	\$52,500
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$145,200	\$153,955	\$175,900
Office lease and storage	\$61,900	\$67,551	\$68,500
Office costs	\$70,500	\$72,382	\$87,600
Provision for new/replacement assets	\$6,500	\$6,500	\$12,100
Telephone/communications	\$6,300	\$7,522	\$7,700
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,994,600	\$2,840,810	\$2,915,006

⁴ For 2017, Indonesia is the host Member and has paid venue hire, catering and equipment hire directly to the venue. In 2018, the EU is the host and the EU intends to provide a grant to the CCSBT Secretariat for the Secretariat to pay the catering and venue and equipment hire components of these costs. The necessary grant income is included in the budget. For 2019, South Africa has indicated that it will cover these expenses for the CC/EC and ESC meetings and hence the cost for this component of these meetings is shown as zero (except for miscellaneous expenses).

⁵ For 2017, New Zealand paid the full costs for participation by the technical consultant for this meeting, thus reducing the cost to the CCSBT.

⁶ CSIRO is providing an "In-kind" co-contribution to this project of \$113,608 in 2017.

⁷ CSIRO is providing an "In-kind" contribution to this project of up to \$273,000 for 2016 and 2017 combined.

⁸ CSIRO is providing an "In-kind" contribution to this project of \$100,000 in 2017 and \$190,000 in 2018.

⁹ CSIRO is providing an "In-kind" contribution to this project of up to \$29,961 in 2017 and \$31,000 in 2018.

¹⁰ CSIRO is providing an "In-kind" contribution to this project of up to \$30,000 in 2017 and \$19,000 in 2018.

ESC 3年間の作業計画に対するリソースに関する ESC からの要請の検討結果

(略記: Sec=事務局スタッフ、Interp=通訳、Ch=ESC 独立議長、P=独立諮問パネル、C=コンサルタント、契約=CCSBT と CSIRO との契約による実施)

下表は、ESC の 3年間の作業計画において必要となるリソースを示したものである。着色及び見消しを行った事項は、予算上の制約のため拡大委員会が承認しなかったことを示す。追加的な情報については脚注のとおりである。

	2018	2019	2020
OMMP 会合、6/7月、シ アトル (事務局なし、通訳なし)	5 日間 ケータリ ングのみ: 2P, 1C, 1Ch + 3C 準備日 ¹	5 日間 ケータリ ングのみ: 2P, 1C, 1Ch + 3C 準備日	-
非公式技術会合 (ESC 直 前、通訳なし)	1 日間フル会合: 2P, 1C, 1Ch, 2 Sec + 3C 準備日	1 日間フル会合: 2P, 1C, 1Ch, 2 Sec + 3C 準備日	-
ESC 会合	6 日間フル会合: 1Ch, 3P, 1C, 3 Interp, 3 Sec	6 日間フル会合: 1Ch, 3P, 1C, 3 Interp, 3 Sec	6 日間フル会合 : 1Ch, 3P, 1C, 3 Interp, 3 Sec
ESC 後の委員会特別会合 (1日、MP 協議)	-	1.5 日間フル会合, 1P, 1Ch, 3 Interp, 3 Sec²	-
ESC/EC 臨時会合	-	-	5 日間フル会合 : 1Ch, 3P, 1C, 3 Interp, 3 Sec²
CPUE ウェブ会合	3 P・日	3 P・日	3 P・日
定期的な OMMP コードメ ンテナンス/開発	5 P・日	5 P・日	5 P・日
成熟に関する研究	\$0	\$50,000	-
近縁遺伝子サンプル収集及 び処理の継続	契約	契約	契約
近縁遺伝子の特定及びデー タ交換	33,000 ドル	47,300 ドル	48,950 ドル
インドネシアの耳石年齢査 定の継続	契約	契約	契約
長期的遺伝子標識放流	契約	契約	契約

¹ CCSBT はコンサルタントの航空運賃を負担し、ニュージーランドはコンサルタント料及び出張手当を負担する。メンバーが ESC 議長の参加のための費用を負担する方法を見出すことが期待される。

² 当該会合は現時点では 2019-2020 年の仮予算に含まれていないが、同会合の必要性及び目的に関する ESC の確認を条件に資金を拠出する可能性が残されている。

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 12 回遵守委員会会合報告書

2017年10月5-7日
インドネシア、ジョグジャカルタ

みなまぐろの年間総漁獲利用可能量の未漁獲量の限定的繰越し に関する決議

(第24回委員会年次会合 (2017年10月12日) において採択)

みなまぐろ保存拡大委員会は、

2011年第18回年次会合において「管理方式の採択に関する決議」が採択されたことに留意し、

また、同決議が、3年間のブロックごとにみなまぐろの全世界の総漁獲可能量 (TAC) を設定する管理方式を採択していることに留意し、

メンバーが各割当年内において各々の総漁獲利用可能量を効率的に管理する必要性、及びメンバーの年間総漁獲利用可能量の限定的な繰越しを認める必要性を考慮し、

未漁獲量の繰越しに関する規定が、各割当年間における漁獲に関する柔軟性を付与することでこの漁業に恩恵をもたらし得ることを認識し、

こうした規定が現行の管理方式の運用及び全世界の TAC の設定において負の影響を及ぼさないという知見に基づき、

この繰越しに関する規定が、一部のメンバーに対して行政的な混乱を生じさせる可能性があること、したがって、各メンバーが自国船に対してこの規定を適用するかどうかは、それぞれのメンバーの判断に委ねられるべきであることを認識し、

条約第8条3 (b) に基づき、次のとおり合意する。

セクション1：繰越し措置の設定

1. 拡大委員会は、この決議により、メンバーの年間総漁獲利用可能量¹の未漁獲量の限定的な繰越しに関する措置を策定する。
2. メンバーは、総漁獲利用可能量の未漁獲量の繰越しを行うかどうかを決定するものとする。未漁獲量の繰越しを行うことを決定したメンバーは、次のセクション2-4において規定する措置に基づきこれを実施するものとする。

¹ 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。

セクション 2：繰越措置

3. メンバーの年間総漁獲利用可能量において未漁獲量が生じた場合には、そのメンバーは当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。ただし、ある年から次の年に繰り越すことができる総割当量は、繰り越される漁獲枠が生じた年におけるメンバーの有効漁獲上限の 20% を超えてはならない。
4. ある年のメンバーの総漁獲利用可能量は、当該割当年における同国の国別配分量に、直前の割当年における同国の国別配分量の 20% に相当する数量を加えた数量を越えてはならない。

セクション 3：繰越措置に関する通報及び報告

5. 事務局は、メンバーに対し、割当年の終了時点において、未漁獲分の割当量を次の割当年に繰り越すかどうかについての意向を確認するものとする。未漁獲分の割当量の繰越しを行うことを選択したメンバーは、事務局からの要請の受領から 90 日以内に、事務局に対してこれを確認するものとし、この確認には、新たな割当年における修正された総漁獲利用可能量を含むものとする。
6. メンバーは、当該割当年における実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、当該措置の適用について報告するものとする。

セクション 4：繰越しが適用されない場合

7. 追加的な管理行動を要する例外的な状況が生じているとする拡大科学委員会からの助言に基づき、拡大委員会が 3 年間のクォータブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする。
8. 拡大委員会が、3 年間のクォータブロック内において、1 以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合には、削減の状況を踏まえて拡大委員会が別の決定を行わない限り、当該メンバーは、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。
9. より低い全世界の TAC を管理方式が勧告した場合又は拡大委員会が決定した場合には、拡大委員会が別の決定を行わない限り、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする。
10. メンバーが 2017 年漁期又はそれ以降に国別配分量を超過した場合であってそれらの漁期の超過漁獲量を返済していない場合には、拡大委員会による他の合意がある場合を除き、メンバーは、こうした漁獲量が返済されるまで、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。

セクション 5：一般規定

11. この決議における措置は、採択と同時に発効するものとする。
12. 新たな管理方式の採択後、拡大委員会は、拡大科学委員会による助言を踏まえ、必要に応じて、この決議のレビュー及び改正を行うものとする。
13. この決議は、第 21 回委員会年次会合において採択された「みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議」に代わるものであり、かつこれを失効させるものである。

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 22 回科学委員会会合報告書

2017年9月2日
インドネシア、ジョグジャカルタ

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 12 回生態学的関連種作業部会会合報告書

2017 年 3 月 21-24 日
ニュージーランド、ウェリントン

みなみまぐろ漁業の海鳥類に関する影響の緩和のための決議案 に関するオーストラリアの情報提供文書

海鳥混獲緩和措置に関するオーストラリア提案のうち、パラグラフ 6、10 及び 12 における以下の文言に関する質問に対して回答する。

「メンバー及び CNM は、…海域においてみなみまぐろを漁獲するそれぞれの旗を掲げる全てのはえ縄漁船（これらの漁船がみなみまぐろを漁獲対象としているかどうかを問わない）が…するよう確保するものとする。」

括弧内の「これらの漁船がみなみまぐろを漁獲対象としているかどうかを問わない」との文言は、SBT の漁獲時点において漁労長がそれを意図していたかどうかに関わらず、実際に SBT を漁獲する（すなわち、漁労長は他のまぐろ類を漁獲対象としていたと主張していても、実際には SBT が漁獲されたという状況）全ての漁船を同措置がカバーするよう確保することを意図したものである。こうした規定の下では、実際に SBT を漁獲する船舶（例えば SBT の漁獲のための準備を行っている、又は実際に SBT を漁獲している漁船）に対してのみ措置が適用されるので、SBT という種の分布域たる CCSBT 条約水域（条約第 1 項）の適用範囲外となることは考えられず、明確に SBT 漁業をカバーすることとなる。

さらに実務上の観点からは、例えばパラグラフ 6 のように SBT を漁獲対象とはしていなかったにも関わらず「みなみまぐろを漁獲した」漁船は、[IOTC CMM 12/06](#) パラグラフ 5 に基づく措置と同等の海鳥混獲緩和義務を遵守しなければならない。このため、実質的には同様の措置であるので、漁船からすれば通常業務に対する追加的な負担が生じることはなく、また誤った措置を遵守したことにより漁船が拿捕される危険もない。

措置案のパラグラフ 12 及び 13 に示した ICCAT 措置及び緯度に関して、ここでの意図は、パラグラフ 12 では [ICCAT measure 07-07](#) のパラグラフ 4（117 ページ、南緯 20 度以南で操業する漁船に適用される措置）に関連する義務について、続くパラグラフ 13 では [ICCAT supplemental measure 11-09](#) のパラグラフ 3 の義務（南緯 25 度以南で操業する漁船に適用される措置）について、横断的にこれらを解釈することである。オーストラリアは、これら二つの措置に関して何らかの誤解があるようであれば、ICCAT 加盟国からの助言を歓迎する。

我々は、メカジキの適用除外は ICCAT 措置 07-07 のパラグラフ 5 に準拠したものと想定している。我々は、ここで同様の適用除外規定を設けることの必要性を検討するにやぶさかではないが、モノフィラメントのはえ縄漁具を使用している漁船が意図せずに SBT を「漁獲する」ことが本当にならないのか、疑問がある。もし本当にならないのであれば、この活動（メカジキ漁業）は本措置

案の範囲内にはないということになるので、適用除外規定を含める必要があるかどうかについて伺いたい。

決議案の前文に述べたとおり、オーストラリアは、条約第 8 条 3 (b) に基づく SBT の管理に必要な「追加的な措置」としてこの措置を採択することは拡大委員会の権限の範囲内にあるものと考えている。条約第 8 条 3 の下に措置を採択することにより、委員会は、とりわけ条約第 9 条 2 (c) に基づく「生態学的関連種」に関する事項を含む「関連する科学的な証拠」（条約第 8 条 4 (a)）について検討することができる。

さらに、このことは国連公海漁業協定（UNFSA）の「一般原則」にも合致する。特に第 5 条 (e) は、締約国に対し、地域漁業管理機関（RFMO）を通じて、漁獲対象種ではないが漁獲対象種と生態学的に関連がある種を保存及び管理するための適切な措置を採用することを求めており、また第 5 条 (f) は、締約国に対し、RFMO を通じて、選択性を有し、環境上安全なかつ費用対効果の大きい漁具の実行可能な範囲での使用を含む措置を通じて非漁獲対象種の漁獲を最小限とすることを求めている。我々は、全ての締約国がみなみまぐろ保存条約の締約国であると同時に UNFSA 締約国でもあることを指摘したい。

最後に、我々は、条約発効直後から生態学的関連種に関する問題について検討してきたことを指摘したい。これらの問題は、明らかに委員会における核心的な検討課題であり、また多年にわたって為されてきた様々なコンセンサスによる決定にも反映されてきたことである。

全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議
(2017年10月9-12日 第24回委員会年次会合において改正)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に駆られ、

第16回拡大委員会年次会合における名目漁獲量水準に関する合意及び同会合において採択されたみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を想起し、

2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に加え、

管理方式は、2012年から総漁獲可能量の設定の基礎となっていることに留意し、

総漁獲可能量をメンバー及び協力的非加盟国に配分するための透明性がありかつ一貫したプロセスは、メンバー及び協力的非加盟国、特にそれらの水産業界に対して確実性を与えかつ国別配分の管理を容易にするものであることから、その必要性を考慮し、

2011年の拡大委員会特別会合において同委員会が、管理方式に基づき全世界の総漁獲可能量が増加される際にその増加分の配分に適用される原則に合意したことを想起し、

2016年に名目漁獲量比率の変更が合意されたことに留意し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(a)に基づき、次のとおり決定する。

1. 管理方式 (MP)¹に基づき設定される総漁獲可能量 (TAC) は、この決議に従いメンバー及び協力的非加盟国に配分されるものとする。
2. この決議において別に定めがある場合を除き、TAC は、メンバー及び協力的非加盟国に対して、この決議の付属書及び第6パラグラフに規定されたメンバーの名目漁獲量比率の水準に基づき配分されるものとする。
3. TAC の変更がない場合には、各メンバーの配分量は変更されない。
4. TAC の増加があった場合には、この決議の付属書において規定される名目漁獲量比率の水準に基づき、かかる増加量がメンバー間で配分される。

¹ 2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議及び当該決議のその後のすべての改正に基づき合意された管理方式。

5. TAC の減少があった場合には、各メンバーの配分量は、それぞれの名目漁獲量比率の水準に整合的な形で削減される。しかしながら、欧州連合に対する国別配分量が 10 トンを下回ることはないものとする。
6. 協力的非加盟国に対しては、協力的非加盟国の地位に関する年次レビューに応じて、定量の TAC が与えられるものとする。
7. 拡大委員会は、調査死亡枠及び非メンバーによる IUU 漁獲量として TAC から留保する数量を決定することができる。これらの数量は、メンバーに対する TAC の配分の前に、TAC から控除される。
8. 新規メンバー及び協力的非加盟国の参加に伴い、TAC の配分量は変更され得る。新規メンバー又は協力的非加盟国の参加に伴い、名目漁獲量の水準が変更されることはないが、名目漁獲量比率の水準は変更され得る。

付属書

メンバーの名目漁獲量及び比率の水準

メンバー	名目漁獲量の水準 (トン)	名目漁獲量比率の水準
日本	6,165.068	35.5643%
オーストラリア	6,165.068	35.5643%
大韓民国	1240.631	7.1568%
漁業主体台湾	1240.631	7.1568%
ニュージーランド	1,088.273	6.2779%
インドネシア	1001.705	5.7785%
南アフリカ	422.741	2.4387%
欧州連合	10.883	0.0628%

CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則
(2017年10月12日更新)

1. この規則における CCSBT によるデータの伝達に関連する基本原則

1. 表 1 において特定され、かつ CCSBT 又はその事務局及びそれらの代理人となるサービス提供者又は委託業者が保有するデータ及び情報の公表は、この手続規則に基づいてのみ行われるものとする。
2. 第 1 パラグラフの規定にかかわらず、データは、CCSBT にデータを提供した拡大委員会のメンバー（又は協力的非加盟国）がその公表を許可した場合に公表することができる。
3. 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者¹及びサービス提供者で、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
4. 委員会²及びその補助機関の役職にあり、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
5. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
 - (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
 - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
 - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CNM が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1³ の機密性リスク区分において「リスクなし」若しくは「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CNM が当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CNM は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

¹ 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者とは、事務局長によって任用され、事務局長に対して責務を負う事務局の職員及び契約職員を言う。

² 委員会の役職とは、委員会によって任用され、委員会のために特別な任務を遂行し、委員会に対して当該任務に関する責務を負う者を言う（例：独立議長、科学諮問パネル）。

³ これらのデータは一般的に、CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア又は CCSBT データ CD でメンバーに提供される。

6. CCSBT、その事務局及びそれらのサービス提供者又は彼らの代理となる契約職員は、現実的に可能な限り適時にデータを公表しなければならない。

2. リスク区分及び機密性の定義

7. これらの手続規則の対象となるデータは、**表 1**に含まれるリスク区分の手法に従って、特に、その情報が許可なしに公開された場合に生じうる拡大委員会の作業及び信頼性への悪影響を反映して区分される。
8. これらの手続規則の対象となるデータは、**表 1**にある機密性リスク区分に基づいて、公有データ又は非公開データのいずれかに決定される。

3. 公有データの伝達

9. 第 10 パラグラフに記載されるデータを除き、表 1 で「リスクなし」と区分された種類のデータは、公有データとする。
10. 公にされるデータは、いかなる船舶、団体又は個人の活動も明らかにせず、又それらを特定しないものとする。公にされる漁獲量及び努力量データは、旗国、漁具、年、月及び 1 度区画（表層漁業）又は 5 度区画（はえ縄漁業）で集計されるものとし、1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上の船舶が含まれるものの観測値から構成されるものとする。
11. 公有データは、次の形でいかなる者でも入手できるものとする：(a) 委員会のウェブサイトからダウンロードする及び/又は (b) 要請に応じて委員会が公表する。
12. 委員会のウェブサイトは、公有データの閲覧又はダウンロードに関する条件を掲載しなければならない（例えば、データの出典を明確にしなければならないこと等）、データを要請する者が閲覧又はダウンロードを開始する前にこれらの条件を「承諾する」ことを要件としなければならない。

4. 非公開データの伝達

4.1 非公開データの定義

13. 第 9 パラグラフに記載されていない種類のデータは、すべて非公開データとする。ただし、拡大委員会の決定に従うことを条件とする。

4.2 非公開データの伝達及びアクセスに関する原則

14. 非公開データへのすべてのアクセス及びその伝達は、これらの手続規則に基づいてのみ許可され、別紙 1 において規定される CCSBT データ安全性基準に基づき保護されるものとする。

15. CCSBT事務局は、リスク区分が「中」又は「高」の非公開データへのすべてのアクセス及び公表について、該当する場合には、氏名、所属、アクセス又は公表されたデータの種類、データ要請の目的、データ要請の日付、データ公表の日付及び与えられた許可を含め、記録を作成し拡大委員会に報告するものとする。

4.3 事務局職員、CCSBT サービス提供者並びに委員会及びその補助機関の役職にある者による非公開データへのアクセス

16. 第3及び第4パラグラフに基づき事務局長が正式に許可するCCSBT事務局内の者及び科学諮問パネルを含むサービス提供者は、CCSBTの業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。委員会及びその補助機関の役職にある者は、それぞれのCCSBTの業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。そのような者は全員、事務局長との機密保持契約に署名し、アクセスするデータについてはCCSBTデータ安全性規準を遵守するものとする。事務局長は、そのような対象者の登録簿を（データにアクセスする目的も含めて）保持し、拡大委員会のメンバー又はCMNから文書で要請があった場合はその登録簿を提供するものとする。

4.4 拡大委員会のメンバー及びCMNによる非公開データへのアクセス

17. 拡大委員会のメンバー及びCMNは、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：

- (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
- (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
- (c) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくはCMNが拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表1³の機密性リスク区分において「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又はCMNが当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又はCMNは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

18. 拡大委員会のメンバー及びCMNは、非公開データへのアクセスを要請する権限を有する少数（できれば2名）の代表者⁴を事務局に通知するものとする。当該通知は、氏名、所属及び連絡先の情報（例：電話、ファクシミリ、メールアドレス等）を含むものとする。CCSBT事務局は、当該権限を有する代表者リストを保

⁴ 権限を有する代表者からの要請は通常、当該代表者自身ではなくそれ以外の者（例：科学者）のデータへのアクセス許可を得るために行われる。「低リスク」に区分されたデータに関しては、CCSBTウェブサイトの関連するプライベートエリアへのアクセスを要請するだけでよい。これらの要請は、事務局に直接メールで連絡することで処理できる。「中」又は「高」リスクに区分されたデータについては、別紙2の手続きに従わなければならない。

持する。拡大委員会のメンバー及びCMN並びに事務局は、メンバー及びCMNの代表者リストを確実に適宜更新し利用可能な状態にしておくものとする。

19. 拡大委員会のメンバー及びCMNの代表者で権限を有する者は、非公開データのリスク区分に基づき、またCCSBTデータ安全性基準に適合する形で、非公開データの機密性及び安全性を確保する責任を有する。
20. 拡大委員会のメンバー及びCMNによる非公開データへのアクセスは、これらの手続規則とともに、別紙2にある非公開データの公表要請手続に基づき、事務局長が管理し権限を与えるものとする。
21. 拡大委員会へのデータ提供義務を2年間連続して履行しなかったメンバー又はCMNは、かかる義務が履行されるまで、非公開データへのアクセスを認められない。第18及び第19パラグラフに基づいて権限を与えられたメンバー又はCMNの代表者が、これらの手続規則を遵守しなかった場合は、適切な措置がとられるまで当該メンバーの非公開データへのアクセスは認められない。

4.5 他の地域漁業管理機関とのデータ交換

22. 委員会が他の地域漁業管理機関（RFMO）又はそれ以外の機関とのデータ交換に関する取決めを実施するときは、当該取決めにおいて、当該他のRFMは互恵的な形で同等のデータを提供すること及び提供されたデータをCCSBTデータ安全性基準と適合する形で保持することとする要請を含まなければならない。交換可能なデータは、リスク区分が「リスクなし」又は「低リスク」のものとする。よりリスクの高い区分のデータに関しては、拡大委員会による特別な承認を得た後においてのみ、共有のための検討が可能となる。事務局長は、毎年 of 年次会合において、他のRFMOとのデータ交換に関する取決めの写し、及び過去12か月の間に当該取決めに基づいて行われたデータ交換の概要を提供する。

4.5 その他の状況における非公開データの伝達

23. 非公開データの提供元である拡大委員会のメンバー又はCMNが、拡大委員会による当該データの公表を許可したときは、事務局はいかなる者⁵に対しても当該データの提供を行う。拡大委員会のメンバー又はCMNが当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又はCMNは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
24. 非加盟国による非公開データへのアクセスに関する条件は、データの提供元である拡大委員会のメンバー又はCMNがその都度判断するものとする。当該メンバー又はCMNの自由裁量により、その際の要件は別紙2に規定される手続と同様のものになる場合もあれば、そうでない場合もある。

4.6 不可抗力

⁵ 大学、研究者、NGO、報道機関、コンサルタント、業界、連合会等を含む。

25. 不可抗力によって海上で生命が危険にさらされたときは、事務局長は救助団体への非公開データの公表を許可することができる。

5. 定期的レビュー

26. 拡大委員会又はその補助機関は、これらの手続規則及び補助的文書を定期的にレビューし、必要に応じて修正を行う。

27. 表 1 に規定されていないデータの提供について検討するときは、拡大委員会又はその補助機関は、当該データについて表 1 に規定するための適切なリスク区分を検討しなければならない。

6. 最終条項

28. これらの手続規則は、メンバーが CCSBT に提供したデータの公表を許可することを妨げるものではない。

表 1：情報の種類及び機密性リスク区分

この表でリスク区分を受けていない種類の情報は、これらの機密性に関する規則で管理されない。しかしながら、この表は、必要に応じて、拡大委員会のメンバーによる休会期間中の合意を含め、拡大委員会によって適宜更新される。

下記にある承認された特定の種類の情報の要約を除き、以下の伝達に関する一般的原則が 4 種類の機密性リスク区分⁶に適用される：

- 「リスクなし」：公表可能で、CCSBT ウェブサイトのパブリックエリアに掲載可能。
- 「低リスク」：非公開。しかしながら、特段の記載がない限り、メンバー及び CNM は、特定の承認なしにこれらのデータを入手可能。CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア及び CCSBT データ CD に掲載可能。また、これらのデータは、第 22 パラグラフの規定に基づき、他の RFMO と共有可能。
- 「中リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD 又は CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可（特定の許可を受けた者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースであれば可）。
- 「高リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD あるいは CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可。

情報の種類	リスク区分
漁具・旗国別に層化された年間推定漁獲量及び漁船隻数	リスクなし
漁具・旗国別の SBT 漁船の年間操業隻数	リスクなし
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計漁獲量・努力量データ — 1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上が含まれるものの観測値から構成する。	リスクなし
歴年、漁具、CCSBT 統計海区及び種群別に集計された漁獲努力量及び科学オブザーバーデータ（ERSWG データ交換の規定のとおり）	リスクなし
CCSBT 許可漁船、運搬船及び蓄養場の記録	リスクなし
CDS 決議第 6 条 4 の規定に基づき CDS データから集計された、旗国/主体、収獲年、仕向先及び漁具別の正味重量及び推定原魚重量	リスクなし
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	リスクなし
生物学的データ（サイズ別及び年齢別漁獲データ）	リスクなし ⁷ - 低
生物学的データ（標本から収集された性別、直接年齢査定、耳石、胃内容物、成熟度、同位体 N15/C14）	低
通常型標識データ	リスクなし ⁸ - 低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計 SBT 漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	低

⁶ 4 種類のリスク区分は、CCSBT データの機密性の安全性に関する方針で規定される各区分に適用される必要な安全措置のレベルによっても区別される。

⁷ サイズ別及び年齢別漁獲データは、毎年委員会年次会合閉会後に公表されるものと見なされている。それ以外の生物学的データは、それらのデータの収集に関与した研究者が解析して論文を発表するのに十分な時間が経過した時点でのみ公表されるものと見なされる。

⁸ CCSBT が実施する標識放流計画のデータのみが「リスクなし」と見なされる。

情報の種類	リスク区分
旗国/主体、暦年、漁具、CCSBT 統計海区及び種（又は種群）別に集計された漁獲努力量及び科学オブザーバーデータ（ERSWG 交換の規定のとおり）	低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された SBT 以外の種の集計漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	低
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	低
旗国別の毎月の漁獲量報告	低
権限を有する CDS 確認者	低 ⁹
CDS 決議別添 3 に基づく、拡大委員会への CDS 6 ヶ月/年次報告書	低 ¹⁰
サンプルごとの各遺伝子座のクローン ID を含む近縁遺伝子及び遺伝子標識放流遺伝子型判定データ及び各遺伝子座の各対立遺伝子の計数データ	中 ¹¹
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	中
はえ縄の 1 度区画の解像度の集計漁獲量・努力量データ。最低隻数の条件なし ¹² 。	中
転載船積送品	中
認定転載オブザーバーの人事に関する事項	中
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	中
蓄養に関する成長率及び標識放流データ	高
蓄養場における移送の際のステレオビデオカメラ観察に基づく SBT 個体別の体長データ	高
操業レベルの漁獲量及び/又は努力量データ ¹³	高
上記のデータ以外の集計科学オブザーバー・データ。SBT、サメ及び混獲魚、海鳥、亀、海洋ほ乳類を含む。	中
上記のデータ以外の操業レベルの科学オブザーバー・データ	高

⁹ CCSBT CDS に協力している非加盟国も入手可能。

¹⁰ CDS 決議に基づき、事務局はこれらのデータを各メンバーによって指定された権限を有する者のみ提供している。このため、これらのデータは、CCSBT ウェブサイト又は CCSBT データ CD のいずれにも掲載されていない。

¹¹ これらのデータは、CCSBT の目的のためのメンバーによる使用に対して提供可能であるが、これらのデータ及び関連する情報の CCSBT の外部への公表については、ユーザーは契約上の制約の順守を求められることとなる。

¹² 毎年データ交換の一環として、事務局は、この解像度の集計漁獲努力量データをニュージーランドから日本に対して提供するよう要請されている。

¹³ この情報は現在ニュージーランドからのみ提供されている。

表 2：表 1 にある情報の種類に関する注釈

情報の種類	注釈
CCSBT 船舶及び蓄養場の記録	SBT の蓄養、漁獲及び運搬を許可されている船舶及び蓄養場が対象。
その他の公開情報からの船舶及び漁具の特徴	オブザーバー及び港湾検査官が収集したデータを含む。すべての船が対象（すなわち、国の管轄水域内に限定された国内船団を含む）。電子機器も含む。
海況気象データ	これらの「海況気象データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、情報を収集した漁船を特定するような情報は含まない。
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	航空調査（科学及び商業探索の両方 - SAPUE は Surface Abundance Per Unit Effort、すなわち単位努力当たり表層資源量の略称）及び科学的ひき縄調査からの加入量指数。
生物学的データ	生物学的データは、オブザーバー、港湾検査官及びその他の情報源から収集されたサイズ別・年齢別漁獲データ、性別・成熟度データ、直接年齢査定、耳石等の硬組織のデータ、胃内容物及び同位体 N15/C14 データを含む。これらの「生物学的データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、漁船を特定するような情報は含まない。
通常型標識データ	通常型標識データは、放流及び再捕位置、体長及び日付を含む。「リスクなし」の標識データは、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、標識漁を再捕した漁船、会社又は個人（コード化された識別子も）を特定するような情報は含まない。
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	毎年、拡大科学委員会（ESC）は、翌年のデータ交換の要件をレビューし、交換されるデータの種類を定義した表を作成する。ここでは、ESC が生成する情報で、これらの規則に付随する表 1 に明示的に区分されていないものをすべて指す ¹⁴ 。これらの規則の表 1 で区分されるデータに対して求められる手続きとともに、データ交換要件にあるデータの使用に関する制限を遵守しなければならない。
旗国別の毎月の漁獲量報告	メンバー及び CNM が、毎月の漁獲量を漁獲月の 1 か月後に報告する CCSBT 報告制度。
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	メンバー及び CNM が、各船舶/会社に最初に配分した割当量及び各船/会社のその漁期の最終漁獲量を報告する CCSBT 報告制度。
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	CCSBT 漁獲証明制度及び貿易情報スキームで収集されたデータ。
操業レベルの漁獲量・努力量データ	漁船のログブック及びオブザーバーを通じて収集された、操業ごとの非集計データ。
電子標識データ	詳細な電子標識データは、ポップアップ型及びアーカイバルタグの日付、時刻、深度、水温、照度等の詳細な記録を含む。
認定検査官の人事に関する事項	個人名が特定される場合、リスク区分は高となる。
違反及び侵害の詳細	調査中及び/又は訴訟中の個別の違反及び侵害が対象となり得る。オブザーバーが収集した遵守に関する情報も含まれる。
経済・社会的データ	現在リスク区分を行うための十分な情報がない。

¹⁴データ交換に通常含まれているが、この規則の中に出てこない項目の例：遊漁推定漁獲量、SBT 輸入統計、調査死亡枠使用状況、非保持漁獲量、CPUE 指数等。

CCSBT データの機密性の安全性に関する方針(DCSP)

この方針の目的は、非公表データ（以下この別紙において、非公表データを「データ」と言う）が、機密性が保護される形で、データ受領者への提供及びデータ受領者による管理が確保されることを促進することにある。この方針は、データの喪失又は損傷（例：火災、洪水、事故、システムの機能不全等）のような機密性の保護に関連しないデータの安全面を対象とするものではない。

データ受領者（CCSBT 事務局を含む）は、少なくとも以下に規定する基準に従ってデータの安全性を管理する必要がある。以下に示す基準は、要件の範囲の概要を明確にするために、意図的に簡潔にしてある。ほとんどの項目の詳細情報は、ISO/IEC 27002:2005(e)¹⁵から得ることができる。

事務局長は、個別のデータを公表する前に安全上の追加的な条件を課してもよい。データ受領者は、安全性に関するそのような追加的な条件を守ることが必要である。事務局長は、データ提供者からの要請があった場合には、安全性に関する個別の条件を撤回することができる。

1) 人材関連の安全性

- リスク区分が「中」又は「高」のデータについては、事務局長の承認を受けた者（以下「承認された者」と言う）だけが、受領組織（以下「組織」と言う）によって、データへのアクセスを許可されるものとする。リスク区分が「低」のデータについては、受領するメンバー又は CNM が承認した者（これについても、以下「承認された者」と言う）がデータへのアクセスを許可されるものとする。
- 組織は、承認された者の情報の安全性に対する責任を明記し、違反した者に対しては処罰を課すことができるよう、承認された者との契約/取決めに適切な条件を設けることとする。
- 組織は必要に応じて、承認された者に対して情報の安全性に関する啓発及び訓練を行う。
- 組織は、承認された者の役割又は雇用に変更が生じたときに機密性が維持されるよう解除手続を策定するものとする。これは最低限として、データの返却又は安全な処分¹⁶、当該承認された者のデータへのアクセスの取消しが含まれ、「中」及び「高」リスクのデータにアクセスが認められている承認された者については、新しい地位とともにどのような措置が講じられたかを事務局長に通知することが含まれる。

¹⁵ 「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」に関する国際基準。

¹⁶ 「中」又は「高」のリスク区分の「安全な処分」とは、データを含む媒体の焼却又は記録文書を切り刻むこと、及び電子媒体の場合は通常削除又は初期化機能を使うのではなく、物理的な破壊又は元の情報の復元を不可能にする上書き手法を用いることを意味する。「中」及び「高」リスクデータの安全な処分は、データのバックアップを含むすべてのコピーを破壊することが必要である。「低」リスクの区分のデータの場合は、機密性が保たれることを条件として、高次のリスクのデータの処分方法をより現実的な方法に変更してもよい。例えば、低リスクデータのバックアップを破壊する代わりに、それらバックアップデータを、許可なしではアクセスできない手続が確立されている安全な環境に保管する方法でも充分である。

2) 物理的及び環境上の安全性

- すべての暗号化されていないデータ及びそれらの産物は、最低限以下の対策を施した物理的に安全な場所に保管されるものとする：
 - 承認されていない者が随行なしに保護区域に入ることを防止するための頑健な周辺構造¹⁷ 及び適切に作動する入室制御機能（入室時にカードが必要な自動ロックシステム又は人が配置されている受付等）；
 - 保護区域への侵入を感知する適切に作動しかつ監視が行われる電子侵入者感知システム
- 機密性の区分が低から中のデータ及びそれらの産物で、第「5」パラグラフに従って暗号化されているものは、上述の保護区域の外の非公共スペースで使用することができる。使用していない間は、当該暗号化されたデータを記憶させた媒体を携帯するか、又は施錠された私的な設備に保管し安全を確保するか若しくは見えない場所に隠すものとする。
- データを表示するための機材（モニターやプリンタ等）は許可を受けていない者が表示されている情報を見たり、記録したり、又はコピーができない場所に設置するものとする。データ又はデータの産物の印刷物は、プリンタから直ちに取り除くものとする。
- 以下の場合には、データを安全に処分するものとする¹⁶：
 - 「中」及び「高」リスクデータについては、データの要請目的が完了したとき；
 - すべてのデータについては、組織が条約の目的を果たすためにデータが必要でなくなったとき；
 - 承認を受けていない者が媒体の保守整備をする予定があるとき、及び媒体を処分する予定があるとき、当該媒体から。

3) コミュニケーション及び運用管理

- 悪質なコード（コンピュータウイルス、トロイの木馬、ロジックボム等）及び許可を受けていないモバイルコードを検出し、それらの侵入を防止する予防措置を実施するものとする。これらの予防措置は、少なくとも以下のことを含む：
 - 悪質なコードの検出及び修復ソフトのインストール及び定期的な（毎日1回以上の）更新によるコンピュータ、媒体及びEメール内にある悪質なコードのスキャン；
 - 組織は必要に応じて、悪質なコードの危険性及び悪質なコードによる感染リスクを減少させるための手法に関する意識を向上させるキャンペーンを実施するものとする。
- 適切なネットワーク制御を導入して、ネットワークを通じてアクセス可能なすべてのデータの安全を守るものとする。
- 通信ケーブルからデータが傍受されないように保護するものとする。
- 適切に暗号化されない限り、データを公的なネットワーク（インターネット等）で送信してはならない。

¹⁷ 地上階にあるオフィスに窓がある場合は、周辺構造の十分な安全性を確保するために、窓をさらに保護するか、内側の囲い枠を物理的に固定する必要がある。

- 暗号化されていないデータは、暗号で保護されたプライベートネットワークでない限り、かつ機密区分が低いデータでない限り、無線ネットワークで送信してはならない。無線ネットワークに接続しているコンピュータは、機密区分が中及び高のデータが暗号化され、かつコンピュータが無線ネットワークに接続中は暗号化ボリュームが有効化されていない（アクティブでない）限り、当該データを扱うことはできない。
- すべての安全性にかかわる実際に発生した又は疑われる事件について、調査し事務局長に報告するものとする。

4) アクセス制御

- データへのアクセスは、承認された者がユーザーID及びパスワード¹⁸を使用して成功裡にログオンすることが要求されるものとする。
- ユーザーIDは、承認された者に固有のものとする。
- パスワードは、承認された者以外は対外秘にしなければならず、以下の条件を含む妥当なパスワード管理方針に基づくべきである：
 - 仮のパスワードを安全な方法で提供し、最初のログオンのときにパスワードの変更を強制する；
 - パスワードの最小限の長さ及び複雑さを要求する；
 - パスワードの再利用を認めない；
 - ユーザーが質のよいパスワード（書き留めなくても記憶できる、推測が容易な情報ではない、辞書攻撃を受けにくい、連続した同じ又は順次の文字を使わない、文字及び数字の両方を使う、最小限必要な長さにする）を使用するよう指導し、パスワードの変更は、パスワード又はシステムにおいて情報漏洩が生じた可能性が認められた場合及び定期的に行う；
 - パスワードを保護（例：暗号化）した上で保存、送信及び表示する；
 - ログオンの失敗は3回を限度とし、特定の許可を得ない限りそれ以降のログオンは拒否される。
- 承認された者のアカウントは、アクティブでない時間があつた場合に10分以内に作動するパスワードで保護されたスクリーンセーバー¹⁹を使用し、その場を離れている間保護されるものとする。

5) 暗号化制御

- 上述の第「2」パラグラフにある物理的に安全なエリア以外の場所では、データを必ず頑健な暗号化技術で暗号化するものとする。
- 事務局から、データ受領者又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリア²⁰に、データを提供又は送信する際は、暗号化技術（暗号化されたファイル又は暗号化された送信プロトコル）を使用するものとする。
- 暗号化については、各ユーザーが秘密鍵及び公開鍵を所有する場合、秘密鍵技術又は公開鍵技術のどちらかを使用することができる。どちらの方式も、

¹⁸ 本人確認及び認証方法として、例えばバイオメトリクス（指紋認証）等の代替の技術が使用できる。

¹⁹ 又は同等の措置。

²⁰ データ提供者からその他の合意がない限り、機密区分が中又はそれ以下のデータはCCSBTウェブサイトのプライベートエリアに掲載することができる。しかしながら、機密区分が中のデータは、そのデータへのアクセスが許可されている者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースに掲載しなければならない。

購入可能な数多くの妥当なファイル暗号化ソフト（PGP等）があり、無料のもの（TrueCrypt等）もある。

- 60分間アクティビティ（暗号化された容量を読んだり書き込む等）がなかったとき、パワーセービングモードに切り替わった後、及びユーザーがログオフしたとき、暗号化されたボリュームが自動的に無効化されるものとする。
- 秘密鍵及び公開鍵は、許可を受けていない開示から保護するとともに、安全な形で対象となるユーザーに配布されるものとする。

非公開データの公表要請手続

1. CCSBT に非公開データを提供した拡大委員会のメンバー及び CNM は、CCSBT による非公開データの公表を許可する権限を持つ代表者を事務局に通知するものとする。該当するデータを公表するかどうかの決定は、適時に行うものとする。
2. 次に該当する場合においては、CCSBT のメンバー及び CNM は、データへのアクセスを得るために必要な次項以降の手続を経る必要はない：
 - CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の表 1 において、データのリスク区分が「低」の場合；
 - アクセスを求めているメンバー又は CNM が、該当するデータの提供者であった場合。
3. 非公開データにアクセスする要請を書面で事務局長に提出するものとする²¹。拡大委員会のメンバー又は CNM が条約の目的を果たすために要請する場合においては、条約のいかなる目的に基づいているのかを関連条項を示して特定するものとする。書面による要請は、CCSBT データ要請書（この別紙の付属書 1）を使用するものとする。さらに、アクセスを要請するメンバー又は CNM は、以下の事項を遵守するものとする：
 - (a) 書面による要請に記載した目的のためだけに該当するデータを使用することを約束する；
 - (b) CCSBT データ機密保持契約（この別紙の付属書 2）に必要事項を記入・署名の上、事務局長に提出する；
 - (c) 別紙 1 にある CCSBT のデータ安全性基準に従ってデータを扱う。
4. 拡大委員会のメンバー又は CNM が第 17 パラグラフ (c) に基づきデータへのアクセスを要請する場合においては、事務局長は該当するデータの提供元である拡大委員会のメンバー又は CNM に記入済みのデータ要請書及び署名済みの機密保持契約を送付し、CCSBT がデータを公表するための許可を当該メンバー又は CNM から得るものとする。
5. 事務局長は、要請書に記載されている目的を達成するために必要な範囲を超えるデータの公表は許可してはならない。
6. 事務局長は、該当するデータのアクセスに適切な条件（例えば、公表された目的が達成された時点若しくは予め決めていた期日に削除する、又はデータをアクセスする者の登録簿を保持し拡大委員会の要請に応じて提出するなど）を課すことができる。
7. 拡大委員会のメンバー及び CNM が最初の要請書と同じ目的で要請したデータに複数回のアクセスができるよう、恒久的な許可を要請することもできる。

²¹ メンバーからの要請は、第 20 パラグラフのセクション 4.4 に規定される権限を有する代表者を通じてのみ行わなければならない。

8. 拡大委員会のメンバー及び CNM による非公開データへのアクセスに関する事務局長の決定に不満がある場合においては、拡大委員会の議長が解決するものとする。

CCSBT データ要請書

1. 要請するデータ

要請するデータの明細として、データの種別及びデータの種別に関連するパラメータ、とりわけ、対象となる漁具、期間、地理的エリア及び旗国並びに各パラメータの層化のレベルを示さなければならない。

[ここにデータセットのリストを挿入]

2. 目的

非公開データを要請する場合には、データの使用は下記に記載される目的に限定されるものとする。

[非公開データを要請する場合は、ここにデータを要請する目的を記載]

3. データにアクセスする者

非公開データを要請する場合には、要請するデータにアクセスする許可を受けた代表者の氏名、肩書及び所属を以下に記載するものとする；非公開データの使用許可は、以下に記載する者のみに与えられる。

[ここにアクセスする者のリストを記載]

- 機密保持契約に署名すること。

CCSBT データ機密保持契約

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）による非公開データ伝達に関する機密保持契約

申請者の氏名、連絡先の詳細及び署名
組織の正式名称、住所及び連絡先の詳細
署名及び日付

私/私共は、下記の事項に合意いたします：

- データの使用に関して事務局長が課すすべての条件に従うこと；
- データは、要請した目的のためだけに使用し、データ要請書の第 3 項目に記載された個人だけがアクセスすること、並びにデータを要請した目的のための利用が終了したときに安全に処分すること¹⁶；
- 要請したデータを許可なしに複製しないこと。申請者が要請したデータの全部又は一部を複製した場合は、事務局長に通知し、データを要請した目的の完了時に安全に処分すること；
- CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の別紙 1 に規定されている CCSBT データ安全性基準に従うこと；
- 要請したデータを使用したすべての解析報告を公表する前に、CCSBT 事務局長にその報告書を提出し、承認を得るものとする。その際に事務局長は、非公開データが発表されないことを確認するものとする；
- 公表されたデータを使用した作業の結果が含まれるすべての報告書のコピーを CCSBT 事務局及び関連する CCSBT の補助機関に提出すること；
- 申請者は、事務局長の書面による同意なしに機密情報をいかなる第三者に対しても直接又は間接的に開示、漏洩又は譲渡しないこと；
- 申請者は、CCSBT の機密情報を許可を受けずに、不注意により、又は意図せずに開示した場合は、事務局長に直ちに書面で通知するものとする；
- 申請者は、要請したデータを一旦受領したならば、機密保持契約の違反に伴って生じ得るすべての責任を負うこと；
- CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の第 21 パラグラフに基づき、申請者、又は、とりわけ、その所属、職員、弁護士、会計士、コンサルタント、外部委託者、又はその他の顧問若しくは代理人によって、機密保持契約に反する開示に対処する適切な措置がとられるまで、当該拡大委員会のメンバー又は CNM の非公開データへのアクセスは認めてはならない；
- CCSBT は、申請者への書面通知をもってこの契約を解除することができる。

複数年の議長の任命を可能とするための CCSBT 手続規則における
規則 4 (1) の改正

みなみまぐろ保存委員会

みなみまぐろ保存委員会手続規則

規則 1

- ・
- ・
- ・

規則 4

議長及び副議長

1. 委員会は、各年次会合の終了時において、議長及び副議長を務める個人を選出するものとする。議長及び副議長は異なる加盟国から選出されるものとし、次の年次会合における議長の選出までの間在任するものとする。議長及び／又は副議長は、さらに1年間の任期を最大で3回まで再任されることができる。議長がその任を全うすることができない場合は、新たな議長が選出されるか、又は議長がその任を再開できるようになるまでの間、副議長が議長の任を果たすものとする。委員会が議長及び／又は副議長を選出することができない場合は、議長が選出されなかった場合は主催国（次年の年次会合を主催予定である加盟国）が議長を提供し、副議長が選出されなかった場合はその次の主催国である加盟国が副議長を提供するものとする。